

平成20年第3回訓子府町議会定例会会議録

議事日程(第2日目)

平成20年9月18日(木曜日)

午前9時30分開議

- 第22 一般質問
- 第5 議案第44号 平成20年度訓子府町一般会計補正予算(第3号)について
- 第6 議案第46号 平成20年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 第7 議案第48号 平成20年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第8 議案第45号 平成20年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 第9 議案第47号 平成20年度訓子府町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 第10 議案第49号 訓子府町定住促進住宅管理条例の制定について
- 第11 議案第50号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第51号 訓子府町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第52号 北海道市町村備荒資金組合同規約の変更について
- 第14 議案第53号 網走支庁管内町村交通災害共済組合の解散について
- 第15 議案第54号 網走支庁管内町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について
- 第16 認定第1号 平成19年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第17 認定第2号 平成19年度訓子府町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第18 認定第3号 平成19年度訓子府町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第19 認定第4号 平成19年度訓子府町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第20 認定第5号 平成19年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第21 認定第6号 平成19年度訓子府町水道事業会計決算の認定について
- 第23 議案第57号 訓子府町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 第24 選挙第1号 北海道後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 第25 請願第3号 生産資材価格高騰等に関する請願書

追加日程

- 意見書案第 8号 生産資材価格高騰等に関する要望意見書
- 意見書案第 9号 道路整備に必要な財源の確保に関する要望意見書
- 意見書案第 10号 新たな過疎対策法の制定に関する要望意見書
- 意見書案第 11号 介護労働者の人材確保と待遇改善に関する要望意見書

出席議員（9名）

1番	橋本憲治君	2番	西山由美子君
3番	上原豊茂君	4番	河端芳恵君
5番	工藤弘喜君	7番	佐藤静基君
8番	山本朝英君	9番	川村進君
10番	小林一甫君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
総務課長	佐藤明美君
総務課業務監	八鍬光邦君
企画財政課長	佐藤正好君
企画財政課業務監	森谷清和君
町民課長	中山信也君
福祉保健課長	佐藤純一君
福祉保健課業務監	林秀貴君
農林商工課長	山内啓伸君
農林商工課業務監	村口鉄哉君
建設課長	竹村治実君
水道課長	竹村治実君
教育長	山田日出夫君
管理課長	平塚晴康君
社会教育課長	上野敏夫君
幼稚園・保育所事務長	菅野宏君
社会教育課業務監	元谷隆人君
教育委員長	白崎隆誠君
農業委員会会長	谷本茂樹君
監査委員	山田稔君
選挙管理委員長	田古久君
農業委員会事務局長	遠藤琢磨君
会計管理者	三好寿一郎君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	小野良次君
議会事務局係長	小林央君

開議の宣告

議長（橋本憲治君） 皆さん、おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は全員の出席であります。

白崎教育委員長に代わって飯田職務代理者が出席しております。

また、田古選挙管理委員長から、欠席の報告がありました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます

昨日に続きまして、本日も議場の室温が上がるのが予想されますので、上着を脱いで議場参画してください。説明員の方も上着を脱いで進めてください。

一般質問

議長（橋本憲治君） 日程第22、一般質問を継続いたします。

5番、工藤弘喜君の発言を許します。

5番、工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） 5番、工藤です。それでは一般通告書に従いまして、質問を何点かしていきたいと思えます。

大きな質問項目が3つありますので、まず始めに、石油や食料品など生活必需品の高騰から町民の暮らしをどう支えていくのかということについて質問いたします。

本町においても原油の高騰や資材の値上げなどで、農業はもとより他の業種も大変厳しい状況になっています。同時に石油を始め、食料品を含む生活必需品の相次ぐ値上げが町民の暮らしに影響を与えています。これから厳しい冬を迎え、年末から年明けにかけての、特に、生活弱者と言われる方々への目配りや支援もこれまで以上に大切になるかと考えております。よって次の点について町長の考えを伺いたいと思えます。

まず1つ目ですけれども、今年度の国民健康保険税の所得階層別賦課状況から見ましても、所得ゼロの世帯が233世帯、約21.8%。所得がゼロから100万円以下の世帯でみると435世帯、40%。100万円以上から215万円までの世帯が208世帯となっており、643世帯、約6割の世帯が年間所得215万円以下の世帯となっております。

ここに、後期高齢者世帯も含めるともう少しその率は上がるかと思えますけれども、この実態を町長はどのようにとらえているのかお伺いいたします。

2つ目であります。本町における生活保護受給状況ですが、平成16年度末から平成20年度7月末までを見ますと、いずれの年度も押しなべて35から36世帯、受給人口は40人台となっており、人口に占める割合も0.7%台で推移しています。町民のこのような所得の状況からして、これが実態を反映したものなのか町長の見解を伺います。併せて近隣の市町村の受給状況についても伺いたいと思えます。

3つ目であります。就学援助についてであります。今年度予算で見ますと、小学校39人、中学校17人が対象となっておりますが、この人数が保護者の要望に応えるものとなっているのか、この点についてお伺いいたします。併せて、準要保護認定における基準、こ

れについては本町において、どのようになっているのかお伺いをいたします。

4つ目です。これは季節労働者に関わる質問であります。特例一時金の削減や冬期援護制度の廃止などで、季節労働者の置かれている状況は、冬を迎えるととも一段と厳しいものとなってきます。本町の季節労働者の年齢ごとの人数をどう把握しておられるのか。また、冬期援護制度の廃止に伴い、通年雇用促進支援事業も行われている状況にありますけれども、この状況についてもお伺いをいたしたいと思えます。

以上が町長に対する質問であります。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ただいま、「生活必需品の高騰から町民の暮らしをどう支えていくのか」という4点のご質問がございました。3点目の就学援助について、今年度予算案を見るとどのような状況かということでございます。本来でありますとこれは教育長が答弁するところでございますけれども、私のほうで一括して説明をさせていただきます。

さらに、質問の大項目は少ないのでありますけれども、非常に質問の中身的には時間を要する質問でございます。このところは、私の方で少々早口で最初の答弁をさせていただきますことをお許しいただきたいと思えます。

冒頭申し上げましたように、生活必需品の高騰から町民の暮らしをどう支えていくのかという関連で4点のご質問がございましたので、答弁をさせていただきます。

まず1点目の「今年度の国保加入世帯の約6割が所得額215万円以下となっておりますけれども、この実態をどうとらえているか」とのお尋ねでございます。本町の国民健康保険の所得階層は中間層が比較的安く、所得の低い層と高い層に2極化している傾向がご存知のとおりでございます。議員ご指摘のように、所得額が215万円以下の比較的所得の低い層が6割以上を占めておりますが、現役を退かれた年金生活者が多く加入していることが原因の一つと考えられます。本町においては、所得の低い方が適正に保険料の軽減措置が受けられるように、保険税の応能割合、応益割合の平準化を図りながら、今後においても、所得に応じた応益割合の7割、5割、2割の軽減を受けられるように努めていくほか保険税の納付が困難な方に対しましては、安易に資格証明証や短期証明書を発行することではなく、適切な相談が受けられるように引き続き配慮してまいりたい考え方でございます。

次に2点目の「本町の生活保護率が0.7%台で推移しているけれども、町民の所得状況から実態を反映したものなのか見解を伺いたい」とのお尋ねでございます。本町生活保護率の推移を見ますと低い時期で平成5年度に0.5%、ご存知のとおりこの0.5%というのは、1,000人に対する受給者の率でございます。高い時期では、平成12年度に0.97%となっておりますが、近年は0.7%~0.8%台で推移しております。

生活保護の状況は地域差が大きく、網走支庁管内で見ますと全道的に見ても保護率は低く、平成17年度のデータを見ますと全道2.35%に対し、網走管内は1.11%となっている状況でございます。

最近の管内の状況ですが、3市を除く16町村では最低で0.59%、最高で1.49%となっておりますので、この中では数値を見ますと本町は低いほうから7番目という状況でございます。

こうした本町の状況が実態を反映したものなのかというお尋ねでございますけれども、所得が低くても生活保護を受けずに日々の生活にご努力されている方もおりますが、真に

生活に困窮する方につきましては、生活保護に頼らざるを得ないと考えますので、適切な対応を今後も行っていきたいと考えているところでございます。

3点目の「就学援助」についてのお尋ねであります。始めに今年度の予算との関連でありますけれども、小学校費は、39人の予算に対しまして要保護1人、準要保護38人の認定でございます。中学校費は、17人の予算に対しまして準要保護11人の認定となっております。本年度予算につきましては、前年度の認定者、新規認定者などを勘案し計上したところであり、現在のところは予算額を下回っている状況でございます。

なお、この制度の周知につきましては、広報への掲載や保護者個々への文書周知も行っており、大方の申請も年度当初に出されているような状況でございます。

しかし、申請は常時受付をしておりますので、今後申請があり予算に不足が生じる場合は、前年度と同様に予算補正をさせていただきたいと考えているところでございます。

また、準要保護の認定基準でございますけれども「訓子府町要保護及び準要保護児童生徒就学援助要領」に基づきまして、児童扶養手当の支給を受けている世帯、町民税の非課税又は免除されている世帯や経済的に困窮している世帯などで申請時の世帯の経済状態が、生活保護基準の1.3倍と比較して助成が必要であると教育委員会が認定した保護者が援助を受けられることになっております。

4点目の季節労働者に対するお尋ねですが、本町における平成19年度の季節労働者はハローワークによりますと男性154名、女性67名の合計221名で、年齢ごとの人数についてはハローワーク等では把握していないということでございます。通年雇用対策として、平成19年10月に北見市・訓子府町・置戸町と連携し、「北見地域季節労働者通年雇用促進協議会」が設立されてございます。事業期間は平成21年度までの3カ年ですけれども、事業内容として企業への通年雇用セミナーの開催、あるいは求人開拓、面談会の開催や季節労働者に対する建設オペレーター人材育成など資格取得の支援等を実施しているところでございます。本町季節労働者の昨年度実績としては、年度途中からの実施であり、事業が浸透していない面もあったことから、高所作業者運転技能講習に3名、小型移動式クレーン技能講習に1名と実績が上がっております。本年度におきましては、さらに周知徹底し事業展開を今後もしていく考えでございます。

以上、お答えをいたしましたのでご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） 何点かについて、再質問していきたいと思います。

まず始めに、この所得の低い状況について、今、お答えがあったわけですがけれども、これについてまず1つ、先ほど年金生活者が多くなってきているということもこの大きな要因になってきているということをおっしゃったけれども、もう1つは年金生活者だけが増えたということだけで、この率が上がってきている。低所得者の率が上がるということでは決してないような気がします。この本町の状況をみても、これについて本当に町長は年金生活者はもちろんでありますけれども、もう1歩踏み込んで、原因はこのような状況にある原因はどこにあるのか。おそらくこれは本町だけではないという思いもしますけれども、それについてちょっと聞きたい。なぜこうなっているのかということについて、お尋ねをしたいと思います。そして、この状況がいつまで続くと考えておられるのか、これについても、まず最初にお答えをいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ある意味では一般論になるかもしれませんが、お許しいただきたいと思います。もう既にご存知のとおり、農業を見ましても肥料の高騰やあるいは燃料等の高騰によって、さらには、ある意味でのまだまだ不十分な農業政策の状況によって、農業者の実質的な所得が軽減と言いましょか、少なくなってきたという状況。さらに、高齢農家等が非常に増えてきているという中では、年金生活に頼らざるを得ないという状況がございます。これは特に、ここ数年でそういう状況が顕著になってきているのではないかと。

さらに、2点目で申しますと、商業者ひとつにとりましても、かつて100億円をみていた中小商工の販売額が、現在は60億円ということでございます。これは一概に景気が不景気とか経済状況に厳しいからということももちろんございますけれども、商業でいいますと、北見に対する郊外店が進出し、なかなか地元の小売商業の購買力が上がっていかない。一方では、経済全体が疲弊している状況の中で、消費者はいきおい北見に買い物に行く。こういう状況の中で、本町では平成9年以来、商店街近代化事業や店舗の建て直し等を実施しておりますけれども、実際には買い物のお客が非常に少ないという中で、商工業の皆さんについては大変ご苦労されている。さらに、勤労の私どもの役場やあるいは農協、さらには企業等にお勤め以外の仕事のない方も、これはもうなかなか本町の場合は、農家の季節労働等で働かれています方も多いんですけれども、いわゆる210数名の方というのは非常に仕事がないという。これは本町に限らず、雇用の不安定さ、細かい分析はしておりませんが、俗にいう若者のワーキングプア等が一体どういう状況なのかということは、現状では把握しておりませんが、先般も、夜間の町長室の開放で、高校生の就職した人が「離職して就職先がない」「町長さん何とか仕事がないでしょうか」という夜間町長室に高校を卒業したばかりの5、6名の若い人たちが私のところに来たという状況を考えてみても、非常に雇用の不安定さというのは否めないのではないのか。ですから、私はその原因はどこにあるのか。昨日の福祉灯油のことでもお話をしましたけれども、これは国が本当に低所得者やあるいは農業政策や商工政策がさらに充実していかなければならない。国家の予算も大変厳しい状況でありますけれども、さらに行き届いたきめ細かな政策が必要なんではないのか。私は、第一義的にはそのように考えています。ですから、福祉灯油についても、自治体が責任を負うというのは、いささか考え方は異なるのではないのか。しかし今の状況の中で、北海道にしても訓子府町にしても、そういう地域の人たちの声を私たちが、ある意味では真摯^{しんし}に受け止めていかなければならない。制度の中で可能な限り支援をしていくということが求められておりますし、きめ細かなという点ではまだまだ不十分さがあるでしょうけれども、私たちは、例えばこの問題でいきますと、福祉保健課あるいは農林商工課を中心にしながら、雇用の何とかそういう機会の拡大に努めたり、あるいは遠慮しないで生活保護受給者の方たちが窓口に来て相談をする。そういったことの努力を、私たちは職員一同を挙げて努力をしている状況でございます。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） 続いて、生活保護のお話も後段出ましたんで、これに関わる再質問になりますけれども、いわゆる低所得者と言われる世帯。先ほど言いましたけれども、もっと細分化しまして、いわゆる所得のゼロから100万円までという世帯というのがそ

の中でも40%になるわけです。先ほど言ったように、そこには年金生活の方もおられる。その年金も十分な年金で生活ができているのかということも大きな問題としてありますけれども、そういう中を見ながら生活保護の受給状況の実態を先ほどお答えがあった中で考えてみますと、本当にその率でふさわしいのかなというような率直な思いもいたします。正直もう少し増えてもいいのか。あってもいいのかなという思いもいたします。それで、質問の角度をちょっと変えますけれども、国民健康保険税や町民税の滞納処理の問題と絡めてちょっとお聞きをしていきたいと思います。

春、昨年もそうですけれども、担当のほうに訓子府の今の状況がどうなっているのか。それから町民税あるいは健康保険税の問題等々でちょっとお話しした中でも、いわゆる総合的に単に取り立てるというだけじゃなく、その人たちの生活をどうするのかという観点から総合的に対応をしていきたい。そのような方向でというお話もあったところでもありますし、もう一つ、その条例という取り扱い、不納・未納をどう処理していくかという決めがありますね。そういう決めごとに基づいてやっておられるというのは十分認識はしていますけれども、その中で例えば、平成19年度の不納欠損の処理状況というもので見ましても、例えば、町民税の関係で見ると19年度の関係です。生活困窮によるもので滞納処分停止による消滅。いわゆる生活困窮によって、もうこれ以上とれない。徴収できないというのが町民税で3件あった。そして、国保では2件あったというような状況です。本当にそういう状況というのは、困窮世帯という状況になっているかと思えます。また、今年度の町税の滞納繰越状況等々からみましても、いわゆる未納件数で20年度の6月現在の時点での数字なんですけれども、町民税で121件、国保で116件。この中には内数として、町道民税でいけば24件が町外。国保でいけば13件が町外ということになっていますんで、町内の関係でいけばもう少し数は少なくはなるかと思うんですけれども、そういう状況がある。これに対するいわゆるどうやって税金を集めるか。健康保険税を集めるかという、その相談業務も含めてみたときに、当然、先ほどの滞納欠損における消滅が現実には起きている状況があったとしたときに、ここで町民に対してこういう制度もあります。いわゆる生活保護という制度もあります。ということも相談までいかなかったのか。いけるようなそういう事例がなかったのかということも、ちょっとお聞きしたいということです。これについては、例えば単に町民税だとか健康保険税だけではなく、このような人たちにしてみたら、例えば住宅の使用料、いわゆる町営住宅の使用だとか、あるいは介護保険料だとか、上下水道料だとかって、諸々の公共料金的なものも当然生活保護受給者世帯でなければ、例えば減免措置はあったとしても、当然負担しなきゃならないものが出てくる人もいる。そういうことから考えてみましても、そこら辺の相談業務の中にそういう配慮。いわゆる生活保護をどうですか。というような配慮もあって然るべきではなかったのかなという思いもしているのが実態で私の気持ちです。それが決してその困っている人たちから、何とかということには決してならないんだと思います。往々にして。やはり何となくこの生活保護というのは、何となく今までの経過からみても、後ろめたい思いでそこに向かわなければいけない状況がやっぱり現にあるんだと思います。それが町民の中にあるのはいいんですけれども、担当する職員の姿勢の中に似たような思いがもし、あったら、やっぱりこれは、まずいんじゃないか。決してあるとは思いませんけれども、そういうような思いというのは、やっぱりないで欲しい。やっぱり生きる権利としての生活保

護なんだというところから、相談業務というか滞納処理等に当たっても、心して欲しいなというふうに考えているところですけども、町長の考えはいかがでしょうか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ちょっと冷たい言い方をします。国民である以上等しく税金をお払いいただくというのが基本です。その立場がぶれますと私たちは感情に走ったり、私情に走る危険性がありますから、それは等しく徴収をさせていただきます。しかし、今、工藤議員がおっしゃるように、低所得者層が非常に多い、そういう中で、貰えればいいんだという者も、もちろんそういう姿勢では、あたってはいる職員などはいませんし、しかし、一方では、貧しい中でも懸命に納税をされている人との立場を考えると、そうでない状況で払える能力があっても払えないという、払わないという人たちをどうするのかということも両方私は、姿勢として大事だというふうに考えているところでございます。ですから、私たちは水道料ももちろんそうです。住宅料もそうです。そして、町民税もそうです。もし、滞納者に対する所得の状況も調査し、さらに保険税で申しますと、その家に子どもがいるのか。乳幼児や小学児童がいるのか。子どもたちに大変な不幸な思いをさせているのではないのか等々を把握しながら、私たちは納税のお願いをしている。そして医療に困ったり、生活に即座に困るような状況については誠意をもって相談に乗る。そして可能な範囲内で、可能なところから税金をお支払いいただくという説得をしたり、お願いをしているところでございます。私ども地方自治体の業務の中でも、最も厳しい仕事の1つでございます。とは言っても、訪問しても会ってくれない文書を出してもなしのつづて。そして、行きますと言っても来てくれない。そういう逆に言うと、本来あってはならない方も中にはいるもの事実でございますから、私は状況によっては水道を止めさせています。そして、明らかにそういうものだというものについては短期証明書を出したり、中には本当に限られた方でございますけれども、資格証明書を出している方もおります。それは、職員にとっても私は苦渋の選択であり実行である。何度も最近もそうですけれども、そうして会議を開いてご理解をいただいて、この税の納税に努めているということをご理解をいただきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） 後の問題もありますんで進みますけれども、次に就学援助の関係です。

これも、子どもを持つ親、子ども、教育にかかるお金が大変だ。特に、子育て支援に対して、行政に何を期待しますかという中では教育費の軽減をお願いしたいというのが、これ全国的にもそうですし、どこでも大きな声となっているのも実態であります。そういう中で、就学援助について、ただ1点だけ、もう時間もないんで、別なのもあったんですけども、1点だけ確認したいというか、どうなのかを伺いたいんですが、就学援助の申請に関わることで、いわゆる要保護世帯と準要保護世帯というのがあります。その中で、いわゆる要保護世帯や生活保護世帯の子どもたちがってことで、もちろんそれはそれで、国からの半分の補助金でもって町が半分持ち出しでやれる。ただその準要保護世帯の部分が2005年の法改正によって、それまでの同じような補助金から一般財源化された。いわゆる交付金化された状況になっています。その交付金化された中で町は首長なり、教育長の姿勢としてどう取り組むかということは、いわゆる政策的な考え方で進んでいるのが準

要保護の対応だと思っんです。そして、問題はこれからなんですけれども、その準要保護世帯の国庫補助金が削減された。無くなったという時点で、いわゆる就学援助の申請に民生委員さんの意見をつける。つけなければいけないというのが国庫補助金がなくなって、準要保護世帯の国庫補助金がなくなって、一般交付金化されたことによって、それが無くなったと僕は記憶しているんです。本町においては、僕のある知り合いの民生委員さんともお話しした中で、実は、本町においても意見をつけているんだ。民生委員としての就学援助、申請者に対する申請意見。だけでも、こういうことで本来は、文科省の担当者もこれはもうその時点でなくなっています。もういいんですということになっているそうなので、もしそうであれば、やっぱり民生委員さんの意見は、もうつけなくていいということであれば、無くてもいいんじゃないか。その話をした民生委員さんも、出来れば、そうであれば本当にいい。したくないな。私たちの活動というのは、仕事というのはそれだけじゃなくもっと多面的だし、もっといろいろあるんだ。もし、無いで済むんであれば無いほうがいいなという、そういうお話ししたような状況もあるんです。もし、それがこれからに向けて改善できるものなのかどうか、これについてもちょっとお伺いしたいと思います。もしそうであれば、やはり申請する人たちの負担という心の負担。こういうものも非常に大きな要素としてありますので、ぜひ、そこら辺の検討について町長の考え方を伺いたいと思います。

議長（橋本憲治君） 教育長

教育長（山田日出夫君） 町長ということでしたけれども、私どもの担当なものですから答えさせていただきたいと思います。

現在は、公正を期すために広く意見を聴き確認するために、確かに民生委員さんの意見を頂戴しております。ただ、今ご指摘ありましたように申請者の心情等もありますし、別な手法ということも考えられますので、検討をさせていただきたいと考えております。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） ぜひ、検討していただきたいということをお願いいたしまして、次の質問に移ります。

季節労働者の関係で、これも1点だけに絞ってやりたいと思います。通年雇用支援事業っていうか促進事業。本町も負担金として8万7,000円だか予算化し、北見のほうに収めている。そういう関わりを持っている事業なんですけれども、何はともあれこの事業はいわゆる冬場の命綱と言われた冬期援護制度がなくなった。その代わりとしてできた制度です。これに対して、季節労働者の方の何人かからもお話聞きまして、「これはどうなんだ。昨年からは始まったけれども」、やっぱり声としてあるんです。やっぱり、実態が伴っていない。私たちの気持ちから、こうして欲しいなというものから合っていない。例えば先ほどもお話がありましたように、お答えがありましたように、資格を取るために例えば訓子府で4名ほど昨年実績としてありますけれども、仮に資格をとっていても、ある一定の年齢に達した季節労働者の人たちが、それをとったから通年雇用も含めここで働きたいとって事業所を訪ねても、そこの事業所にはもう長年専門のオペレーターとして、ちゃんとした人がいるんだ。にわか作りの俺らみたいのが、こういう事業で資格をとって、それで行ったからって雇用の継続にも、あるいはもうその時点で駄目なんだ。というのが往々にしてあるということなんです。やっぱり本当に国が、これが国が絡んだ制度なんです。

本当にその制度が冬期援護制度のような本当に命綱を切っておいて、できた制度にしては、余りにも十分じゃない制度ではないかというふうに思います。これについても、ぜひ町長としての立場からもしかるべきところ、関係機関等々に声を上げて行って欲しい。改善策を上げて欲しい。その前段として、そういう当事者の方々ともどうかたちがふさわしいのかということも、やっぱり十分意見を聴かれて対応をしていただきたいなと考えておりますので、その点についてお答えをいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 季節労働者の通年雇用につきましては、今、私の最初の答弁でもお話もしましたし、それから議員がおっしゃるとおりでございます。1市2町で今、組織を作りながら資格付与を条件としながら行っているところでございますけれども、さらにそれを現実的な対応をするような声として、そういう機関にも、あるいは網走支庁や北海道にも働きかけながら、そういうような状況に努めてまいりたいと思います。あまり時間がないですから、詳しくは申しませんが、冬期講習が無くなったことによって、実質的な収入がほとんど絶たれている。一昨年から私どものほうでは、何とか冬の間にということも含めて、例えば町有林の枝払い等々を行ったりしていますし、さらに置戸の企業組合等にご協力いただいていたわけですが、何とか地元の中でそういったことができないかという再組織化も含めて、数人の方にお力添えをいただいて、細かな仕事をまたお願いをしたりということで、高齢者人材センターも含めてできる限り、そうした、こういう小さな町では限られておりますけれども、努力をそういう方たちと共に行いたいと思いますし、私のほうからも、ぜひそういう方たちと面談といたしましよるか懇談会をさせていただきたいということをお話しているところでございますので、冬期間にでもそういう話をする機会に努めていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） ぜひ、後段に言われました、当町においての新たな組織と言うか、訓子府町地域雇用促進協議会というものがあるというのも実際知っております。その中でも、やはり人数が少ないんだという話も聞いておりますけれども、ぜひそういった方々とこれは、できれば私も勉強しまして、次の議会に何かできればいいかなとは思っているんですけども、農林商工課とか。そういうところの職員の皆さんの力も借りながら、何とかそこら辺の雇用、あるいはもっとそこだけの問題だけにとどまらない、もっと多面的な積極的な活動の場、いわゆる受け皿となるようなものにしていけるようなことも考えていきたいと私自信も考えておりますので、その時にはよろしくお願いいたします。

それでは、次に教育関係に移りたいと思います。

大きな項目の「教育基本法」改正と本町の教育行政についてです。

平成18年12月に教育基本法が改正され、平成19年6月には、学校教育法、地方教育行政法、教員免許法の教育三法が改正、平成20年7月には「教育振興計画」も決定されています。これらの地方における具体化として新学習指導要領も改定されていくというのが、教育の現在の実態だと考えます。

このように、教育をめぐる情勢が大きく変わるもとで、次の点について本町の教育に責任を持つ教育長の所見をお伺いいたします。

まず1つ目です。教育基本法や教育三法の改正、新学習指導要領の改定と続いています

が、何故ここにきて改正なり改定する必要があったのか。

これについて、教育長の見解をお伺いいたします。

2つ目です。本年4月から学校職員評価制度が導入されましたけれども、それがどのような仕組み、内容なのか伺っていききたいと思います。

3つ目です。教育免許更新制が来年4月から実施されるということでありましてけれども、この制度の導入によって、現場にいわゆる子どもたちに影響が出ることはないのか。これについてお伺いをいたします。併せて、指導不適切教員の指導改善研修制度も導入されていますが、この内容と実施による子どもたちへの影響は生じないのかについてもお伺いいたします。

4つ目です。教育長として、未来を担う子どもたちにとって真に必要としているものは何か。また、教師に求められているものは何かについても併せて考えを伺いたいと思います。できるだけ申し訳ないんですが端的にお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（山田日出夫君） 軽装で答弁することをお許しいただきたいと思います。ただいま、教育基本法と教育行政について、4点にわたりお尋ねがありましたのでお答えさせていただきます。

1点目の「なぜ法改正などが必要なのか」についてであります。改正前の教育基本法は、我が国の教育の基本を確立するために、昭和22年に制定されたもので教育の理念、義務教育の無償、教育の機会均等などについて定めた法律であります。学校教育法、社会教育法など、すべての教育法規の根本となる法律だと考えております。

しかし、制定から約60年が経過し、この間、科学技術の進歩、情報化、国際化、少子高齢化など、我が国の教育をめぐる環境が大きく変化し様々な課題も生じております。今回の改正では、そのような社会状況の変化を踏まえ、旧法の普遍的理念は継承しつつ、新しい時代の教育理念を明示することで、社会全体の共通理解を図りながら、我が国の未来を切り拓く教育を実現するため、法律の改正がされたものと認識しております。

また、「学校教育法」「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」「教育職員免許法及び教育公務員特例法」のいわゆる教育三法の改正及び学習指導要領の改訂につきましても、教育基本法の改正を踏まえ、この教育改革を一層推進するとともに教育委員会及び教育現場などが抱える様々な課題や社会のニーズに対応するために、このほど改正されたものと認識しております。

次に2点目の「学校職員評価制度はどのような仕組み・内容なのか」というお尋ねでございますが、勤務成績の評定につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき都道府県教育委員会の計画の下に、市町村教育委員会が行うものと規定されております。全国的にもこの制度は北海道のみが未実施となってきたものでございます。

このことから、北海道教育委員会では、平成18年3月に「市町村立学校職員の評価に関する要綱」を策定しまして、平成20年3月には同要領を策定したところであります。それを受けて、本年度から全道的に実施されることとなったものでございます。

この評価制度は、職員の資質能力の向上と学校の活性化を図り、その成果を児童生徒に還元することを目的としているものでございます。

評価期間につきましては、4月1日から翌年の3月31日までの年度単位でございます。

て、5月1日を目標設定基準日とし、校長が定める教育目標や当該年度の経営方針、重点等を踏まえ、職務分類ごとに教職員が自ら考えた自己目標やその目標達成のための取り組み方法等を設定しながら、校長、教頭の助言を受けながら面談等を経て、自己目標シートを提出するものであります。

2月1日を評価基準日とし、先に個々が設定した自己目標などの自己評価を行い指導助言者との面談を経て提出することになります。その後、教職員の評価をA・B・Cの3段階で行い、一般教職員の第一次評価者は教頭が、第二次評価者は校長が行います。また、教頭の評価は、第一次評価者が校長で第二次評価者は教育長が行います。また、校長の評価は、第一次評価者と第二次評価者を兼ねて教育長が行います。なお、本年度は初年度ということもあり、教職員への制度の周知や理解を図ることなどから目標設定基準日を変更し、7月上旬までにすべての教職員から自主的に自己目標シートの提出をいただいているところでございます。

次に、3点目の「教育免許制度の現場での影響」についてであります。平成19年6月の教育職員免許法の改正により、議員ご存知のとおり平成21年4月から教員免許更新制が実施されることになりました。この制度は、国際化、情報化、少子高齢化など、学校を取り巻く社会状況が大きく変化している中で、子どもたちの人格形成を目指すためには教員は重要な役割を担っていることから、教員は日々自己研鑽に努めているところでありますけれども、定期的に最新の知識技能の修得を図り、教員が自信と誇りを持ち、社会の信頼を得ることを目指していると承知しています。教員免許は、新規取得者の有効期限は10年であり、現免許所持者は、年齢ごと定められた修了確認期間までに免許状更新講習を受講することになります。この更新講習も有効期間の満了や修了確認期間の前までの2年2か月の間に受講することになりますので、学校運営等に大きな影響は出ないものと考えております。

次に、「指導不適切教員の指導改善研修制度の内容と実施による子どもへの影響」でございますが、教科に関する知識・技能等が不足しているため、学習指導が適切に行うことができない。また、指導方法が不適切であるため、学習指導を適切に行うことができないなど、指導が不適切な教員につきましては任命権者が専門家や保護者などの意見を聴いて認定を行うものでございます。この認定を受けた教員は指導改善研修を受け、研修終了時に専門家や保護者の意見を聴いて指導の改善の程度に関する認定が行われます。なお、指導改善研修を受講している期間中や指導改善研修終了時になお不適切であると認定された教員は、免職、教員以外の職への転任、再度の研修などの必要な措置を講ずることとされています。子どもたちへの影響につきましては、この制度が指導の不適切な教員に対する研修を通じて、その資質の向上を図り職場に復帰させることそして、教員全体への信頼性の向上や全国的な教育水準の維持を図る観点から行われるものでございますので、また、該当する教員は極めて少ないと認識しておりますので、子どもたちへのまたは、学校へのマイナスの影響はないものと考えています。

次に4点目の「未来を担う子どもたちにとって真に必要なとしているものは何か」等についてのお尋ねであります。学校教育や家庭・地域の教育力を通じて、未来を担う子どもたちには「豊かな人間性や人格」「生涯を生き抜く力」「社会の発展に参画する力」など幅広く身に付けていただきたいと考えております。

また、これらの成果をひとり学校教育のみに求めるのではなく、家庭や地域の教育力を高める具体的な事業の展開も必要と考えております。

教職員は、子どもたちの成長期に多くの影響を与えることから、全ての先生には子どもの健全な成長を一番に願い、指導方法の研鑽など資質を高める熱意を持ち続けていただきたいと考えております。

また、学校経営方針のもと校長先生を中心に先生同士が協力し合い、地域に開かれた学校づくりに努力する姿勢も求められていると認識しておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） それでは、4点についてお答えいただいたんですけども、1点だけ再質問いたします。

教員の評価制度の関係です。この評価制度、非常に難しい制度だと思うんです。実質的に自体からして、非常に評価をする側も大変だと思いますし、される側はもっと大変かなという気もしますけれども、中身としてどういうことがあるかという、いわゆるこの評価によって12月からボーナスの勤勉手当の部分に査定昇給制度というものが出て、いわゆるボーナスの勤勉手当にはね返ってくる仕組みになっている。そのことがいわゆる子どもたちと正面から向き合わなければいけない先生方が、子どもたちと向き合うほうに100%のエネルギーを発揮するのではなく、教育長のほうなり、校長なりのほうに向かわないか。そういう心配が一番出てくるのかなということです。これについては、制度がこういう形になっていますから、問題は本町の教育委員会が教育長が本当に姿勢として、本当の子どもたちのために、どうこの評価制度を生かすのかも含めて、やっぱり慎重なそして適切な配慮というものが必要になってくるといふふうに、まとめみたいな話になりますけれども考えております。ぜひそういったことについて、その対応についてもお答えいただきたいなと思います。よろしく申し上げます。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（山田日出夫君） お答えしたいと思います。

制度の内容については、先ほどお伝えしたし議員が良く承知されていることと思いますけれども、本来の目的は、いかに学校を元気づけ活性化させ、そこで勉強する子どもたちに素晴らしい影響、良い影響を与えよう、与えられるかというこの一点にかかっている訳です。今、ご心配の先生方の意識が教育委員会や校長の方に向いて、はっきり言えば気に入られる教員になるうとする方にエネルギーが向くんでないかというご心配だと思います。私どもが校長会や教頭会を通じて繰り返し強調していることは、まず1点目は、この自己目標シートと言うのは、先生それぞれが長い間の経験、または前年度、または直近のいろいろな課題等、自分等にとっての課題等を振り返っていただいて、自分で目標を定めるんです。だから登山に例えればA先生は頂上まで行こうという目標とを立てます。B先生は8合目まで頑張ろう。C先生は今年は5合目か6合目まで頑張ろう。というようなことであります。これを校長や教育長がですね、全教員に、あなたは8合目まで行きなさい。あなたは頂上まで行きなさい。何ていうことは一切ありません。自主性に任せる。ここの自主性に任せるということ、どういうところからくるかと言うと先生のことですから皆さんも立派な資質持って頑張ってるっしょいんですけども、さらに自分を高めるために、自

分で考えて目標を定めていただきたいという狙いがあり、自己目標というわけでありませ

次に、シートを出したら2月1日の評価日まででいいのかということ、決してそういうことではありません。日々、学校の職員室または教室で行われている、一般の先生の努力や悩みだとか、それをまた教頭先生や校長先生に相談してみたり、逆に校長・教頭からアドバイスをしたり、教務全体で考えたり、学年全体で考えたりという、日頃行われていることを、そのまま引き続き共同の共に働くスタイル、共に動くスタイルでやっていただくことには何ら変更はありません。このことは今後も続けていただいて、その日々の努力について、またこのシートに自分の目標に反映をしていただくということもあろうかと思いません。または校長・教頭からアドバイスを受け、先生なりに解釈し消化して、自分の目標にひょっとしたら、変更を加えるかもしれません。そういった通年の普通の活動も含めて行われることでございまして、2月1日の評価基準日を迎えたら、まず自分が自分の評価をするんです。先生は自分で評価をします。そしてさっき言った、それぞれの評価者の評価を受けるということでございまして、この制度を貫いているのは自主性であります。このことは、校長、教頭にも繰り返し強調しておりますし、この成果が評価の結果が給与等または人事異動のことに反映するという事は全くございません。そのように、本来の目的と狙いを考えながら、今後も慎重にそして実質的に展開していきたいと考えております。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） わかりました。それでは、最後のほうになるんですけれども私自身がこの教育を語るというか、教育のことについて思うときに、1つ思い出すというか感じるというか、感慨深い言葉があります。これは何かどういうことかと言うとフランスの作家で、ルイアラゴンという方がいるんです。過去の人でありますけれども、その人が言っている言葉なんです。「学ぶということは誠実を胸に刻むことだ。教えるということは共に未来を語ることなんだ。それが教育なんだ」ということを言われています。やっぱりこの言葉というものはやっぱり教育の本質、本髄、本質と言うか、本当に大事な部分を生命力をもって言っているのかなという風に感じております。そういう思いも抱きながら、最後の質問になりますけれども、大きな項目の教育行政に対する町長の考え方についてお聞き致します。ここで、任命権者としての町長というふうにしていますけれども、何か本来であれば、任命権者ではないという話もちょっと聞かされたところなんですけれども、いずれにしても、教育委員を議会に承認を求めるときの提案者としての町長の責任もありますので、その立場として町長にお伺いいたします。

この一連の「教育改革」というものを、どのようにとらえているのか。

また、本町の教育行政に期待するものは何なのか。これについてお伺いをいたしたいと思

議長（橋本憲治君） 町長。残り5分になっております。

町長（菊池一春君） まず、一連の教育改革ということをどのようにとらえているかということで答えさせていただきます。改正の教育基本法の内容につきましても、戦後の教育基本法成立以降で一番大きな改正だということを理解しております。しかも、その成立過程として法改正案が平成18年11月16日に衆議院で強行採決されたことに伴い、色々な論議があるのは承知しているところでございます。

例えば一例を紹介させていただきますけれども、第2条の教育の方針を教育目標として

5項目の特目をあげたことなど。あるいは、国旗・国歌の問題に関すること。教育への不当な支配に関すること。

さらには、さまざまな問題が各団体や組織などが依然として改正教育基本法に反対の論議があるのは存じるところでございます。

しかし、こうした論議に対して、子ども一般行政に預かる者が国家的な国の考え方に対して、今ここで早計に良いとか悪いとかということについては、差し控えさせていただきたい。

我々が進めなければならないことは、基本的には法律を遵守しつつ現状の課題をどうするのか、子どもたちの健やかな成長のためにも、最も有効な手段は何かということを経験しながら、行政を進めていかなければならない。

とりわけ、議論にもございますように、前の学習指導要領での「ゆとり教育」に対する評価の問題。さらには、いじめや不登校と言った問題なども、これらについても、決定的な解決策はないという状況もございますし、私は全ての面で教育現場や教育行政、さらには教育基本法が改正されたされないに関わらず、こうした時代を背景とした状況だという問題も含めて、改めて一般行政はもちろん、教育行政、学校などの教育現場、家庭、さらには父母たち、そして地域をも含めた中でこうした問題を一体的に考えていくということが極めて大事な本質的なことではないかと考えているところです。

2点目の「教育行政に期待するものは何か」というご質問でございます。

前段で答えましたとおり、私たちは現状の課題にどう立ち向かって、子どもたちに本当に良い環境をどう確保するかが第一義的な重要な課題であるというふうに考えているところでございます。そのために学校現場、特に子どもたちや先生方に混乱が起きないように、私たち行政に関わる者はもちろんでございます。学校の現場、子どもたちを地域が、行政がどう支えていくのか。これは今回で退任される白崎教育委員長を中心とした教育委員会、そしてまた、教育長、職員が一丸となって支援していくことではでないのか。こうしたことをさらなる地域教育の発展を行政の責任者として、さらにさらに切望するものでございます。

簡単ではございますけれども、2点についてお答えさせていただきました。ご理解を賜りますようお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） これで、私の一般質問は終わります。

議長（橋本憲治君） 5番、工藤弘喜君の質問が終了しました。

ここで10時40分まで休憩をいたしたいと思っております。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時40分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を継続いたします。

次に、2番、西山由美子君の発言を許します。

2番、西山由美子君。

2番（西山由美子君） 2番、西山です。通告書に従いまして、質問いたします。

まず、最初に教育問題について教育長にお尋ねいたします。

大きく保育所待機児童への対策と地域に根差した教育活動についてです。

この町で生まれこの町で育つ子どもにとって、町の保育園、幼稚園、小学校、中学校は掛替えのない成長過程の思い出の場であり、保護者にとっても安心して子どもを預けられるべく大きな存在であります。いくつかの疑問点と今後の教育活動への期待も含めて、次の3点について教育長の考えを伺います。

1つ目は、本町でも出生数の減少と共に町内3つの保育園の入園児童数は、近年定員を大きく下回り、将来的にも気掛かりなところであります。低年齢児の入園が増えていて、今年は7月の段階で1歳児の待機児童が2名ほど出たと聞いています。その後の対応と今後の待機児童への教育長の考え方を伺います。

2つ目は、本年度から学校評価制度がスタートし、自己評価と外部評価があって、本町では自己評価を実施すると聞いています。新聞記事に「地域の力を学校に生かしたい」と学校評価を通して地域人をゲスト教師にしたり、いわゆる外部評価を上手に利用している教師の取り組みが紹介されていましたが、本町では今後このような地域と学校現場の交流を生かした教育活動について、どう考えているか伺います。

3つ目は、開設から丸4年が過ぎ、町民の意識も定着しつつあるくねっぴ歴史館ですが、管理経費の削減と今後の有効的な活用と利用について計画や考え方を伺います。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（山田日出夫君） 保育所待機児童への対策と地域に根差した教育活動に関しまして、3点のお尋ねをいただきましたのでお答えをしたいと思います。

まず、1点目の「保育園の低年齢児の入園増加による待機児童の対応と今後の待機児童解消への考え方」についてのお尋ねがございましたが、議員ご指摘のとおり、各保育園の入園児は出生数の減少とともに減っております。くねっぴ保育園におきましては低年齢児、未満児のことでございますけれども、入園を希望される保護者がやや増えている状況にあります。

7月に未満児のお子さんを持つ保護者2名から相談を受けまして、入園希望期間などについて打合せを行い、8月中旬の農作業の収穫期から、新たに保育士を配置し、入園していただいているところです。さらに、もう1名につきましても来月から入園していただくようお知らせをしているところでございます。

今後におきましても、入園希望に当たりましては、保護者と十分協議をさせていただきまして、場合によっては臨時的な保育士の配置などで対応することもあるかと思います。

また、待機児童が出ないように今後も努めて参りたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

続いて、2点目の「地域の力を学校に生かすことについて」でございますけれども、教育委員会は子どもの健全育成には、学校教育だけでなく家庭や地域の教育力が重要だと考えております。地域の教育力の活用例としましては、平成12年度から実施しております「地域スポーツ指導者派遣事業」など学校授業に町民の指導者を派遣し多くの成果をあげてきているところでございます。平成21年度からは、これらの事業を拡大し学校を支えていくために、文部科学省が進めております「学校支援地域本部事業」を活用し、一芸に秀でた人材や貴重な体験を有する方、また、地域のボランティアの協力を結集して、いわゆ

る「地域に支えられた学校の応援団」をつくるための準備を進めているところでございます。この事業を展開するにあたっては、学校の要望を十分把握するなど連携しながら積極的に進めてまいりたいと考えております。

続いて、3点目の「くねっぶ歴史館の管理経費削減と今後の有効的な活用、利用について」であります。くねっぶ歴史館は、先人の開拓の労苦に感謝するとともにその偉業を称え後世に伝えていくために平成16年4月にオープンいたしました。年間の事業としましては、学校の総合的な学習の時間等での活用、図書館と連携しての子どもまつりや映画会、さらには各種講座・教室などの社会教育事業を開催しております。今後ともこれらの事業等を充実し実施していくことはもちろんのこと、継続して資料の収集、保管、展示、研究等を行い、郷土資料館としての役割を果たしていかなければならないと考えております。

なお、現行の火、木、土曜日の開館をやめ、今後は申請や各種行事に応じて、より臨機応変な対応しながら、効率的な施設運営をめざし管理経費の削減にも努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

2番（西山由美子君） 1点目の保育所の待機児童のことについて、再質問いたします。

我が国の出生児数は、1949年の第1次ベビーブームの時の270万人。それから1973年第2次ベビーブーム209万人。それに比べますと2006年には109万人と少子化の一途を辿っているわけですが、保育所の利用児童というのは逆に増えていまして、去年から比べましても全国的に1万5000人の増加です。あと、やはり全国的に低年齢児童の利用申し込みが多くて0.7%増加しております。そして、これはもちろん都市部においてですけれども、待機児童が1,624人ほど増加してしまっていて、都市部に向けた待機児童対策として、定員の125%をとってほしいという措置もとられているんですが、こういう本町のような小さな町ですと、この5、6年を見ましても、定員は70名のくねっぶ保育園のことですけれども70名のところをだいたい50人前後で、あまり大きな変化もなく増えることもなくという状態が続いています。ですから、保護者の立場からすると入所申し込みをして、定員いっぱいだめだなんていうことは、多分考えていなかったんだと思うんですけれども、今回、今年の場合は、たまたま低年齢児、特に1歳児の定員が12名います。1歳児の場合は2歳児もそうですが、児童6人に対して保育士が1人で、ですから今、保育士2人でこの12名を見ているわけです。同じ2歳児も6人に対して1人なんです、1歳児と2歳児では本当にお世話する方の労力といえますが、安全性を考えた場合でも、全然、発育の度合いが違いますから、北見市何かでも4.5人に対し1人という助成を行っている現状です。ですから、多分保育園のその入園の窓口では、現場の保母さんたちが対応しているんですが、「今のところいっぱい無理ですよ」と「本当にすいません」という何度もあやまられて最初はそういう状況だったらいいんですが、保護者にしてみると、もうそこで無理だと断られたということで、その家族の就労の計画が絶たれてしまうわけです。今、職員の方の中でも、保育士さんとか保健師さんとか働きながら子供を産み育てている方も何人もいらっしゃいますが、その方たちも多分労働的に保証されている立場ですから、産前産後の休暇をとって育休をとって約1年後くらいに復帰なさると思うんですが、その時もし児童がいっぱいで入れません。といった場

合は、とりあえず北見とかに、それも市の保育園でなく民間の保育園を探さなければいけない。そういう保護者からすると、とても切羽詰まった状況にあるわけです。今回、無事に解決はしたんですが、教育長のおっしゃるとおり解決はしたのですが、ちょっと間に立って、疑問点がいくつかありました。というのは、保育所は一体誰のためにあるのだろうかということ。あと、教育長はリーダーですが、リーダーの考え方が現場にきちんと連携、伝わっているのかどうか。そして、たぶんそこで入所をすぐ受け入れられなかったのは、先ほど申しましたように、保育士の確保ができていなかったからだと思うんですが、そういう事情をきちんと保護者の方に説明できているのかどうか。そして、今後、待機児童をつくらないためにも、町内の保育士の資格を持っている人たちの登録とか、早めの対応ができていのだろうか。そういう疑問が起きたので、その点について教育長にまずお尋ねいたします。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（山田日出夫君） 今、3点のご質問があったと思います。

まず、保育所は誰のための存在かということでありますけれども、当然、保育所というのは、保育に欠ける保護者さんとお子さんのための施設であり、そのように日々仕事をしております。

2点目の私どもの指示が上手く、まあ連携のことだと思いますけれども、指示も含めて十分だったかというお尋ねだったと思います。当然、保育士の配置等が必要になるような状況においては、園長もしくは事務長の方から報告があがってきて、協議をしたり指示をして進めております。今回の場合につきましては、今3つ目の答弁とも関連しますけれども、保育士の配置の関係がございました。その関係は、どうしても町内に資格を有する方、急に転入してこられた方とは別としまして、事務長の方で当然把握してありまして、状況に応じて、個々の有資格者と連絡を取りあっています。ただ、この話も有資格者の方にとっては、急な話でございまして、その方についても、いろんな状況の中で、家庭等の事情の中で、すぐ対応できないというようなこともよくおきております。結果として一定の期間待っていただくことになってしまいましたけれども、お受けし入っていただくことはぶれておりませんので、それに向かって今回も対応しましたけれども、一定の期間がかかってしまったということでございます。また、引き続き、有資格者との連絡、調整等も含めて、また、入園希望者の動向等も見極めて、即日ということにもなりませんけれども、また、翌日というようなことにもならないとは思いますが、待っていただく期間が長くないように、一層努めてまいりたいと思います。

議長（橋本憲治君） 教育長。3つ目の登録の関係を答弁してください。

教育長（山田日出夫君） 言ったつもりだったんですけれども、登録いうか、当然把握してありまして、その有資格者の方々に対して状況に応じて働きかけをしているのはこれは、昔から今も変わりません。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

2番（西山由美子君） 実は、自分自身もですね。4、5年前にちょうど農繁期だったんですけども、孫の入所を申し込んだときに、もういっぱい入れないの一点張りでもうそれ以上窓口の方との相談にならないんです。そういう体験があったので保護者の方のごく何て言うんですか、心境がよくわかったので、この問題は、例え数が少なくても少子

化対策を打ち出しながら、子育て支援がきちんとできていないというその一つの原点みたいなものを感じたので、今回取り上げたわけですが、要するに教育長の基本姿勢っていうんですか。この子育てをきちんと支援するんだ。財政的な問題もいろいろありましようが、今、子どもが少ない状況で入所を希望される方は、やっぱり全部きちんと受けるんだという姿勢が現場の方に伝わっていれば、例えば、その現時点でいっぱいであっても、対応するために、もう少しお時間を下さいとかそういう窓口対応がちょっと違ってくると思うんです。ですから、現場でその保護者の方と対応する先生は、本当に悪役をかわなければいけないという、きっと困難な状況にあると思うのですが、そこら辺の連携をもう少し、しっかりと打ち出していきたいなと思います。そして、確かに事務長のほうともお話して、保育士の確保というのもとても難しく、実際保育士の資格を持っている方は、通年で働きたいので、北見市のほうにすでに働きに出るとか、あとは、代替として年齢的に少し増していても、こういうふうに町の対応として、助けてくださる方をもう少しグループ的にきちんとつくっておけば、早め早めの対応をしていただきたい。特に、訓子府の場合、農繁期の入所も増えてくるという実情もありますから、できるだけ早めにそこら辺の対応をしていただきたいなと思います。考え方なんです。南幌町の視察に行ったときに、最後に三好町長が、条例をつくることも大切だけれども、基本的に議員も職員も住民のほうしっかり向いていけば、そんなに間違ふことはないだろう。そういうお話をされて、本当にそうだなと思いましたので、最初、保育所が一体誰のためにあるんだろうという問い掛けをしたのは、その辺でして、やはり保護者のほうが戸惑うことのないように、きちんとした対応をしていただきたい。もう一度再確認の意味で教育長の考えをお伺いします。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（山田日出夫君） 教育委員会なり、保育所、幼稚園も含めてですけれども、現場も含めて、保護者や子供さんとその正面から向き合うっていうことは、これはもう当然のことであり、我々の使命だと思っています。待機ということで、若干僕らと解釈違う部分も正直言っているんですけれども、一定の期間かかってしまうことは、これはやむを得ないということで、ご容赦いただかなければならない範囲かなと思っていますけれども、今年の例で1つこういう例がございました。体がご不自由なお子さんが、農家の方ですけれども、保育所に入りたいということでみえましたけれども、正直言って入所の基準と言いますか、それに照らして、本来であれば非常に厳しい状態でお受けできないという、「別な教育機関で」ということも含めて、厳しい状況の方でございましたけれども、現場も私どももいろいろ悩んだり検討した中で、そのお子さんをお引き受けすることに決めました。これは、まだ幼くて養護の学校の方には行くには忍びないとか、いろいろ親御さん家庭が農家ということの事情含めて、十分受け止めようということでした。この例を今、お示ししたのは、このようなことで我々はお子さんや保護者さんと向き合っているつもりだという事例で、あえて申し述べさせていただいておりますけれども、今後も正面から子どもさんの健全な発達を含め仕事をしてまいりたいと考えております。ご支援をよろしく願いたいと思います。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

2番（西山由美子君） その話は私も風の便りで聞いておりました、とても賢明な決断だと思いますが、早めに対応するというのは、例えば出生数が今50人きっています。1

年間のその中で、子供さんが生まれた時点で、いろんな何ヶ月後に健診があります。その時に保健師さんなどで、お母さんとその子供さんについていろんな接点があると思うんですけれども、そこで、お母さんの就労の予定とかそういうことも話の中で含まれると思うんです。福祉保健課の方でそういう対応が、今度、教育委員会の方にも、こう横の連携っていうんですか。そういうふうにとれば、この少ない子供の数で、何年後には保育所の入所予定が、ある程度は掴めるんじゃないのかと。それに向けて、代替の保育士さんとの相談も可能なんではないか。そこら辺の連携をしっかりとやっていただきたいと思います。1つ目はそれで終わります。

2つ目の学校評価制度についてなんですが、先ほど工藤議員の方からも学校評価制度についてご質問がありまして、教育長からの答弁をずっと私が6月の時も時間のない中で、どういうものかということでお伺いしましたが、その自己評価で、教育長、今年から初めての対応なので、今後どういうふうになるか分からないんです。現場の混乱を招くことがないということでご答弁ありましたけれども、例えば、校長とか教頭、まあ先生もそうですけれども2、3年で異動したりして、そういう状態で、きちんとした評価が成り立つのかということと、本来教師の評価というのは、児童が一番分かっているはずなんです。それを校長や教頭に評価されることで、教師の個性とか独自性が萎縮してしまったり、先ほど工藤議員がおっしゃったような、マイナス面に働かないかということは、すごく私も心配しています。そんな中で新聞にあった外部評価の取り扱いで東京の先生なんですけれども、学校評価を上手く利用して地域の声を学校の開放された運営に役立てようという、そういう取り組みだったんです。先ほど教育長がおっしゃったように、本町でもそういう取り組みを少しずつ計画しているんだということで、嬉しい答弁をいただきましたが、先生方の声を別に聞いたわけでもないの、あくまで私の推測ですが、教育現場というのは、基本的に私は大らかであって欲しいと思うんです。それは、子どもも先生もお互いの毎日の生活の中で、常に成長していくものですから、失敗はもう成長のための栄養ですしいくら失敗しても、ここでいくら失敗してもいいんだ。先生だって失敗するし、目標通りなんていかないだろうし、それをお互いに認め合いながら、昨日よりも今日、今年よりも来年というように成長していければ、それが本当に生きいきとした学校の評価なんではないかなと思うんです。だから自己評価も外部評価も、一見その自己評価はマイナス的なイメージが強くて、外部評価は逆に学校が生きいきとする過程になるんじゃないかとプラスの面を感じるんですが、両方やらなければいけないとしたら教育委員会が率先して、ぜひ開かれた良い学校になるためにも頑張ってください。

教育長の存在というのが私もよくわかりません。あの先生方からの立場からすると分かりませんが、昨日たまたま退職なされた先生にそういうことお尋ねしましたら、やっぱり校長は自分たちのいわゆる上司になります。教育長というのは、やっぱり国のいろんな方針を現場に持ってくる方ですので、教師の声をもっと聞いて欲しい。生の声を。どんどん現場に来て欲しい。そういう教師と唯一生で本音で話し合えるそういう立場であって欲しい。その先生はおっしゃっていました。そのことについて、教育長どうしてお考えかお聞かせください。

議長（橋本憲治君）教育長。

教育長（山田日出夫君）今の質問の中で、3つほどの項目が入っていたと思います。

まず冒頭で、職員評価制度のことを前の他の議員さんの質問を引き合いに出されて職員評価制度のことと言われておりました。先生が異動したときは、評価が上手くいくのかということが1つあったと思いますけれども、転勤した時には評価の成果を校長間で引き継ぐという仕組みになっておまして、支障は無いかと思えます。

2つ目には、上司の評価によって先生の自主性だとか先生の活動に制約が出るんではないかというような趣旨のご質問だったと思えます。これは先にもお答えしましたように、この制度はご自身が反省を基に立てられた目標に対して、まず自身が1年を通じて反省評価をされるという大原則があります。また、組織の中においては上司は部下の仕事ぶりを見て励まし評価するというのはこれは重要な勤めの1つだと認識しておりますので、組織の活動の原則に沿った制度かなと認識しております。

それともう1つです。学校評価制度のことについてお話しされまして、内部と外部という表現でおっしゃってられますけれども、このことは先ほど言った職員評価制度とは別の制度でありまして、校長を中心とする学校が1年間の自分たちの活動を組織として顧みる自己学校評価と、もう1つは今回、法の改正によって新たに追加されましたけれども、学校関係者評価といって、手前味噌な評価に陥り入らないように外部の能力を活用させていただいて、その学校が評価したものをもう一度点検し直すというのが、いわゆる外部評価と言われているものでございます。これらについては、法で定められましたので、従前の内部評価と合わせて、外部評価も学校の義務になったということでございます。これにつきましても十分連携をとりながら適正な評価が行なわれ、そのことが次の年の学校の活動に反映され、ひいては子どもたちの成果につながっていくように、教育委員会も十分指導をしてみたいと思えます。

それと3つ目ですが、今度は教育長のあり方についての問い合わせがあったかと思えます。教育長というのは教育委員会における事務の総責任者です。簡単に言いますと国の方針を下におろす役割ではありません。それと、現場に足しげく通って、先生の声を聞けと。ごもっともなことだと思います。私はそのように努めているつもりでありまして、突然予告なしに学校を訪問して、校長先生に冷や汗をかかせている1人かなと思っております。ただ、一般の先生とは、なかなか話をする機会正直言っておりません。でも、僕のほうから挨拶も含めて声をかけるように努めておりますけれども、先生のほうで緊張されるのか、なかなか十分な交流には至っていないのも実情かと思えます。でも、おっしゃる通りだと思いますので、これからも努めてそういう場面の設定も含めて、交流や意見を聴く場を設けていきたいと思えます。

以上です。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

2番（西山由美子君） 次、くねっぴ歴史館について1つだけお尋ねします。

先ほど教育長、開設の目的というのをあげてらっしゃいましたが、町民の不要なものの1つに歴史館が17年度のアンケートで1位だったということで、くねっぴ歴史館というのは本当に何の目的で建てられたのだろうか。8,700万円も、まあ補助もらったんでしょうけれども。本当に町民が望んだことだったのだろうか。そういう疑問がずっと私の中にもありまして、確かに先ほど教育長がおっしゃったことも納得がいくんですが、この4年間その利用人数がある一定報告されていますけれども、それはおそらく教育委員

会の職員の方々の活用努力で維持できたのではないが、だからこう言うてはなんですが、資料館というのはどこの町でもそうですが、大体最初珍しくて見ても次の回になるとまた見ようという、見るものですから触れたりみたりするものですけれども、あそこにあるいわゆる骨董品的な昔の物というのは、現代の人がただ見ただけでは、どう感じるかという、そこにそれらを使っていた人々の声や説明や動きがあれば、その物たちがこうまた魂が生き返って、次世代に何かを伝えるものにはなるかと思うんですけれども、あそこに、ただこう並べてあるだけで、何回視察しても何かが足りないなって、すごく思っていたので、そういう中で年間200万円の経費がかかるということで、もしかしたら財政健全化の1番の標的になるではないかと思っていましたら、先ほど教育長お答えあったように、もう既に職員の方々の中で申請があった時だけ使うというふうに、もう今年度そういう決断をなされたということで、ああやっぱりと思いました。

本当は、私はあの建物は、職員の方々も思い出の多い建物でありましょうし、まだまだ建物としてはすごい使えると思うので、できたら町民のためのコミュニティーの広場みたいな憩いの場というんですか。その中にオブジェとして、ああいう古いものがあればいいのにと常日頃、高齢の方も子供も含めて、誰でも行ってそこでくつろげるような場所があればいいなとそう感じていたんです。それも維持管理かかるかもしれませんが、そういう目的外使用というのはできるんでしょうか。その辺ちょっとお尋ねします。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（山田日出夫君） 私が今のご質問について、答える適任かどうかちょっと分からないですけども、歴史館はそれ相応の経費をかけ、そして今、議員がおっしゃられたように、町民の思い出の深い、町の発展を支えてきた役場の建物を活用するという意義において、あそこに定められたものかと、後任のものでありますけれども、そう認識しております。そして、限られた予算、限られた空間の中で、ビデオの装置を置いたり、また、昭和初期、中期の駄菓子屋さんの様子を再現してみたりと教育委員会としては、限られた中でそれ相応の努力をしてきました。しかし、おっしゃられたようにリピーターを呼び込むほどの施設。または、正直言って力もありませんので利用者もまあまあそんなに伸びるという状況になかったのは、ご指摘のとおりであります。ただ、だからと言って、先人たちが町の発展を支えてきた歴史を振り返る場。また学習する場。偲ぶ場までも完全に失うことはできないと教育委員会では考えておりました。いろいろ検討した結果、利用者にも不便をかけず、そして今、僕が言った初期の目的を達するためには、改正の内容につながったものでございます。多くの町民の皆さんがあそこに集えることは、僕らも望むところなんですけれども、教育委員会だけでは今、即答もできませんし、貴重なご意見をいただいたということで関係部署と話をつめてみたいと思います。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

2番（西山由美子君） 次にですね、風の便りに「訓子府の教育長はとても歴史が得意な方で、それも半端な能力じゃないんです」というふうにお伺いしたので、これは、歴史館とも兼ねて、教育長のその得意とする歴史が、なぜ自分が歴史に対して興味を持ったとか得意なのかということ、ぜひ訓子府の子どもたちに訓子府の特色ある指導として、これからも積極的にご自分の得意とすることを、ぜひ、現場のほうに活用していただきたい。これは私の小さな希望なんです。それに対して何か。すいません。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（山田日出夫君） くねっぶ歴史館に関する質問がくると思って、その準備はしているんですけども、ちょっと面くらっていますけれども、いずれにしても、個人の趣味好みはともかくといたしまして、教育の振興、発展という与えられた使命について、幅広く自分なりに勉強しますし、幅広く教育関係者と連携をしていくことに意を尽くしてまいりたいと思います。ご支援よろしくお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ある意味では、教育長が大変歯切れの悪い答弁をした。それは、教育施設かどうかという、ある意味では、町の施設ではないのかということだったと私はそう思いますので、私のほうからも追加で答弁をさせていただきたい。

1つは、あそこの施設は、俗にいう博物館法で定めた博物館ではございません。ですから、西山議員がおっしゃるように、町民が気楽に参加できるオブジェとして、広く活用できないのかという点でいくと、その可能性は十分にあります。これは1点目です。

それから職員が努力していると言いながらも、なかなか固定的な状況では伸びないのではないかということでのそういう発案。これは本来、例えば博物館法という歴史郷土資料あるいは人文科学的な埋蔵文化財のそうしたものを置くということになる。当然専門職としては学芸員が配置されて、そこには調査研究があって、豊かに地域の歴史やそういったものを地域教育として、発展させていくというのが博物館でございますから、残念ながら本町は博物館法という博物館ではございませんし、学芸員を配置している状況ではない。ですから、非常に限界がある施設でございます。確かに私どもの職員の中にも博物館という学芸員の資格を持っているのは、数人おりますけれども、そういう配置をしておりませんので、いずれにしても臨時の方がそこに居て、来た人に対して若干の説明やあるいは資料を配ったりという状況ですから、おのずと限界がある。

もう1つは行政改革、昨日の議員の全員協議会の中でも今後の財政再生プランの中でお話をさせていただきました。これは、極めて議論をこれから町民の皆さんとさせていただきたい。その1つに、例えば、歴史資料館が申請に応じて、そのご期待に応じていく。あるいは主催事業を中心にしながらやっていくという考え方の一端を述べさせていただきます。これは、例えば、温水プールもそうであります。財政的に考えるとやめたほうがいいという方もおられますし、普段使ってない方。しかし、相当の巨額の経費を投入しながら、それでいいのか。あるいは年間3,000万円の管理費をかけることは一体どうなのかという、この辺でいきますと町民的な議論がやっぱり必要だろう。とりわけ今歴史館のお話で言いますと私は昨日もちょっとお話をしましたように、これらの教育施設というのは、それぞれに社会教育委員。もっといいますと教育行政全般にかかわる教育委員会がございますので、そのこのところでも、そうした町の行政の財政的な施策に対して、教育委員会がどう判断するのかということ、また改めて議論をしていただきながら、そして行政に反映をさせていただきたい。そういう状況を踏まえながら、先に昨日お示した行政改革、財政再生のプランの中で現実的に21年度の予算の中で教育長が非常に辛い思いをしながら、開設の方法を改めて予算審議の中で提案をさせていただくということになると思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

2番（西山由美子君） 分かりました。次の質問に移ります。

本町の高齢者対策についてです。

町民の誰もが、住み慣れた町で生涯を幸せに過ごし、我家で安らかに旅立ちたいと願っていると思うし、一人ひとりの人権が守られた「介護福祉」の充実こそ、今、突入しようとしている高齢化社会への安心を生み出すものと考えられます。介護保険制度がスタートして、8年が経過しましたが、現実には抱えている問題や課題について詳細を知りたく、次の2点について町長に伺います。

1つ目、医療施設の減少などから今後増加するであろう在宅介護を町はどのように支援していくのか。

2つ目、独り暮らしの高齢者の孤独死を防ぐために、町としてどのような対策を考えているのか。

以上の2点をお伺いいたします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 本町の高齢者対策につきまして、2点のお尋ねがございました。

まず1点目の「今後増加するであろう在宅介護を、町はどのように支援していくのか」というお尋ねでございます。ご存知のとおり、国は医療の必要度に応じた機能分担を推進することにより、利用者の実態に即したサービスの提供を図るため、療養病床再編の考え方を打ち出したところでございますけれども、これがそのまま実施されると施設介護を受けられなくなる高齢者が多数発生することとなり、大変懸念しているところでございます。療養病床の介護施設等への転換は医療機関の経営判断によるとされておりまして、多くの医療機関は療養病床の転換は未定ということで今日に至っているところでございます。

また、医療・介護トータルの受け皿数は確保するともいわれておりますので、今後の動きをとりわけ管内的な動きを注視しながら見ていく必要があるのではないかと考えているところでございます。こうした動きによりまして、在宅介護を余儀なくされる高齢者が出てきた場合は、高齢者とその介護者の負担の軽減を図るために、デイサービスや訪問介護、訪問看護などの体制をさらに充実を図っていく必要があると考えているところでございます。

次に「高齢者の孤独死を防ぐための対策は」とのお尋ねでございますけれども、現在、高齢者や、障がいのある人のために実施している在宅福祉サービスの一層の充実を図るのは当然のことでございます。地域包括支援センターが町内会や民生委員などの協力をいただきながら、モデル的に今、町内会で実施している「介護予防教室」あるいは「ふれあい交流会」を他の交流実践会地区などにも広めていくことが必要だというふうに考えているところでございます。

しかし、一人暮らしの高齢者や高齢夫婦世帯も増加しているのは現実でございます。あらゆる角度から見守りが必要と考えていますが、行政だけではとりわけ限界もございまして、地域の方との連携が図れるような体制づくりを早急に進めていく必要があると考えているところでございます。

以上、お答えを申し上げましたので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

2番(西山由美子君) 1つ目の在宅介護の中で、施設の中に介護老人福祉施設と介護老人保健施設、介護療養型医療施設がありますが、訓子府の方がもしそういう施設を利用するとなるとこの北見地方にはこの3つの施設がどの程度あるのか。その現状をちょっと教えていただきたいと思います。それを1つ目にお尋ねします。

議長(橋本憲治君) 町長。

町長(菊池一春君) ある意味では、老人福祉施設というふうにして、とらえていただきたいと思うのですが、1つは、例えば特別養護老人ホームでございます。これは、私どもの静寿園はもちろんそうですけれども、この管内には28施設がございます。いずれも、50床あるいは100床というところが、だいたい50から100、少ないところでは、18床等々がございますけれども、そのような状況でございます。28施設、定員で申しますと1,595名。そして、実際の初日の現在入所人員、入所率で申しますと幾分それには1,574名ですから98.7%ですから全部が全部満床ではない。けれども、うちの町で申しますと統計上は52名ということで、待機者が2名ということで、実態は入所定員の倍近い、すなわち50人の待機者ほどがいるのではないかとこのように理解しているところです。

次に養護老人ホームでございます。本町にはございませんけれども、身近で申しますと置戸町に養護老人ホーム常楽園というものがございます。これらの施設につきましては、6施設がございまして、定員が520名、そして今言いますと実際には495名ですから、入所率でいうと95.2%の状況です。さらに、軽費老人ホームです。これは私どもの町で申しますとケアハウスほなみというのがございまして、これは例えば定員が17名で一部改築などさせていただきましてけれども、17名の定員、満床です。これらの類する施設につきましては11施設。管内的には11施設。定員359名に対して、350名の入所でございます。今申しましたように、特養さらに養護老人ホーム、軽費老人ホーム等含めて45施設が管内の状況でございます。そのほかに、在宅介護施設と言われているようなグループホーム等々については、私の手元に資料がありませんので、必要でしたら福祉保健課のほうで把握してましたら、答弁させていただきます。

議長(橋本憲治君) 西山由美子君。

2番(西山由美子君) 今、実情を答弁いただきましたけれども、この状態を見てみますと、やはり施設にすぐ入りたいといってもなかなか現状は厳しいものがあるんだなあと、思います。それで、介護しているご家族の中でも介護する人が、とても精神的にも肉体的にもギリギリの限界にきているおうちの方もいらっしゃるし、介護保険の認定というのは、今言ったようにその介護される被保険者が必要としている場合と介護する方が必要としている場合とそこに大きなズレが生じるということがありますけれども、介護保険制度がスタートしたこの8年の中で、今、訓子府町として、そういった介護認定も含めて抱えている問題がありましたら、ちょっとお教えていただきたいと思います。

議長(橋本憲治君) 町長。

町長(菊池一春君) 事務的な詳しい中身は、福祉保健課長から答えさせていただきます。いずれにしても、本町は農業を基幹産業とする町でございますから、施設入所希望もきわめて多い。国は在宅介護を積極的に進めていくということで、施策でございますけれども、実際には施設要望に対する家族の限界、私どもが24時間ヘルパー派遣が必要な方

というのは本当に限られて今ありますけれども、逆に言うと訪問看護何かは非常に増えてきている状況でございますから、そうした施設要望に応えられない部分をどうして行くのかということは、とりもなおさず、いろんな限界がありますから、在宅介護なり在宅福祉を充実していくことが得策だろう。一層充実をしていかなければならない。民間の穂波にはるるが今9床で、施設の受け入れておりますけれども、今年度中についていうか今年中についていうふうに理解していいと思いますけれども、もう9床増やすことで、在宅介護ですから軽度とは言いながらも、自体としてはそういう施設で入所をしていくということで対応していかなければならない。ただ、これもう1つ気をつけなければなりませんけれども、一方ではそういう介護施設が増えてまいりますと介護保険料がこれからさらに上がっていく、入所の介護保険料の所得区分も変えられてくるというような状況でございますから、その辺を慎重に見極めながら、より充実した福祉の課題の解決に努めていかなければならないと把握しているところでございます。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 介護保険制度の本町の課題といたしますか。そういう部分というのは、今、町長から申し上げた以外にも様々ございますけれども、私ども実務をやっている一番問題なのかなというのは、町長が申し上げました施設の問題もでございます。保険料の問題もでございます。ただ、本当に問題だと思われるのは、高齢化、高齢者が増加している中で、サービスにつながらないというか、本当に必要なのでしょうかけれども、それをこう表に出てこない。そこをやっぱりきちんと把握していく。そこが一番の課題かなとそのような認識をもってございます。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

2番（西山由美子君） 今、課長がおっしゃったそのとおりでして、例えば今現在、70でも80でも元気なご老人は、そんな介護サービスのことなんて本当に関心はあんまり持っていないです。このまま大丈夫だということに、本当にそれが一番良いことなんです。やっぱりある時突然といいますか、体調がすぐれなかったり、自分で自分のことができなくなったときに、それでも昔の方ですから、できるだけ我慢して自分のことをしようと努めるんですが、そのどこまでが限界かということに第三者がやっぱり見極めて、それを「こういう介護サービスがあるから受けたほうが良いですよ」という何て言うんですか、そういう助言をしてあげる役割の方が一体誰になるのか。まあ家族が一番なんです。一人で暮らしている方とか、ちょっとそこら辺が難しいですし、今回もたまたまそういう、そこは家族でお父さんを看てて、だいたい家族というとお嫁さんになります。女性の方が介護をすることが多いんですが、その方がいっぱいいっぱいになって精神的にかなり落ち込んでいたということをつたえまして、保健師さんに相談して何とかそんな中で初めて、今までご主人からすると「介護保険料をいっぱい払っているのに、サービスを何も受けて無いんだぞ」とだけ、奥さんに言わずと「いいの。いいの。私がやるからいいんだよ」という、そこら辺の介護する方と周りの人とのずれもある。家族の中にはあるということが現実なんです。そこをやっぱり保健師さんとか相談員の方が介入することで、きちんと「これは受けてもいいことなんだ」という判断を介護する方ができるという。そのへんをもう少し、個別に対応するのは難しいかと思いますが、ぜひ地域包括センターというのはそういう役割だと思っておりますので、やっていただきたいと思っております。

その辺についていかがでしょうか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） できて間もない地域包括センターで、スタッフ的に言いますと関口、杉本保健師を中心にしながら、福祉系のほうでも万全を期しながら進めておりますけれども、しかし今、課長が申しましたように、非常にそういう地域の実態をなかなかこの個別の実態をきめ細かにできないというような状況で、その通りだと思います。

1点目で私自身が今頭の中に描いている点でいくと、例えば町内会で申しますと今、例えば災害防止のマップを作り始めたり、なかなか昨日の福祉灯油の議論でもございましたように、個別のマル秘情報の問題もありまして、なかなか行政も一歩が踏み出せないところ、町内会が中心になりながら地域の一人暮らしやそういった人たちの把握を非常に今、丁寧に始めてきているということ、どうやっばり行政がそこと関わってより生きたものの資料としていくのかということが一点目です。

それから、もちろん民生委員さんも、私どもの民生委員さんは非常によく頑張っていて、地域の中に入って活躍されておりますので、民生委員さんの部分の意図とするところは大変多い。

3点目で言いますと、これもなかなか難しい。町が直接というよりも、ボランティア組織の私は政策的にもあげておりますけれども、今、福祉保健課長を中心に社会福祉協議会で本来的なボランティア活動というのは、どうあるべきなのかということの働きかけを、今しているところでございまして、それぞれの持っている能力やいろんな特技等を含めて、一人暮らしの方のお話を聞く、あるいはお話をお聞かせたり聴いたりとか、買い物に行ったりとか、いろんなきめ細かなボランティアというのは、本当に今必要な時期だと思っておりますので、ここのところもできるだけ早く具現化できるようにしていきたい。さらに今当然の職務として公衆衛生に関わっております保健師を中心にしながら、訪問活動をさらに充実していかなければならないということなんですけれども、ここの医療制度の改正によって保健師の仕事というのは非常に複雑多岐になってきておりますので、そこのところはさらに難しい状況の中でも何とかしていきたい。

関連して今年から皆さんのご理解をいただいて、7月から地域担当職員を役場職員が、ほぼ全員が地域担当になっております。私自身は1年間とにかくまた様子を見させてもらいますけれども、職員の皆さんには1年に一度でも、自分が担当する地域の一人暮らしの方のご家庭を訪問して声をかけるということも極めて大事なことじゃないだろうかというお話をしています。こうした、まだちょっと不十分な部分がございますけれども、いろんな中できめ細かな福祉施策を一人暮らしの方たちへの配慮を含めて、具体的な政策も進めていかなければならない時期に当然きているというふうに理解しておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

2番（西山由美子君） 私の質問を終わります。

議長（橋本憲治君） 2番、西山由美子君の質問が終わりました。

以上をもちまして、一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。

本日の日程は終了いたしました。議会運営委員長から委員会で報告がありましたよう

に、時間がある場合は日程を順次繰り上げて、この際日程を1日繰り上げたいと思います。
これにてご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、日程を1日繰り上げることにしました。

ここで、昼食のため休憩をしたいと思います。

午後1時から行いますので、ご参集願いたいと思います。

休憩 午前11時43分

再開 午後1時00分

議案第44号、議案第46号、議案第48号、

議長(橋本憲治君) それでは、定刻になりました。休憩を解き会議を継続いたします。

これより提案理由の説明が終わっております、一括議題の議案第44号、議案第46号、議案第48号の質疑に入ります。

一括議題の審議にあたりましては、議事進行上、会議規則第55条のただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに、1人につき2回まで質疑することを許します。

まず、最初に議案第44号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

3番、上原豊茂君。

3番(上原豊茂君) 3番、上原です。第44号の歳入の関係でまず1点。

19款、諸収入の点であります。

気密サイロ売払い収入が上がっております。まだこれは、科目計上ということで説明がございましたけれども、実際にサイロ処分にあたって、どのような手法をもって、対処しようとしているのか。その方法について説明をいただきたいと同時に、かねて町長が地元を優先的という発言を度々されておりますけれども、これら入札に参加もしくは入札の方法をとるとすれば、参加する業者等の規模によって、到底地元の業者が太刀打ちできる状況にないということも考えられると思いますけれども、その辺のお考えをお聞かせいただきたい。それと支出の6款、農林水産業費の中の3目、農業振興費の関係であります。ここに、きたみらい農業協同組合5周年記念事業費補助金として、5万円計上されております。これら、きたみらいになって大きなエリアの中で協同組合としての活動をされている。当然、うちの町だけでなくして、他の市町の負担もあるんだろうと思います。この辺の補助金等について、どういう状況になっているのか。その辺について説明をいただきたい。

もう1点、教育費であります。10款の教育費。ここで、5項、1目の関係。また、6項、1目の関係。両方ありますけれども、このそれぞれの青少年教育推進事業への大会派遣費。また、下の社会体育活動推進事業の大会派遣費。これらについて、それぞれの程度のトータル費用がかかって、どういう基準をもって、この大会派遣費の設定をされているのか。その辺について、お示しをいただきたいと思います。

以上であります。

議長(橋本憲治君) 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） まず、サイロの売払いの関係で手法の関係なんですけれども、これにつきましては、先に実施しました銀河線の売払いに準じているというような方法で、地元も含めました複数の業者。それと加えまして、サイロにつきましては、実際に町内で複数のサイロを壊して売ったという実績がありまして、牧場に対して売り込みがあった業者もありますので、その業者も含めた中で、複数の業者で入札を実施するという考えでございます。

それと、きたみらい農協の5周年の関係なんですけれども、これにつきましては、1市2町の北見市と置戸町と訓子府町に対しまして、補助要請がございまして、具体的な金額といたしましては、北見市が50万円、そして置戸町と訓子府町が5万円という形で、今回の議会で一斉に提案しているというところでございます。

議長（橋本憲治君） 社会教育課長。

社会教育課長（上野敏夫君） 社会教育費の関係でございますけれども、その中の青年大会の全国大会の関係でございますが、総費用につきましては、83万5,200円でございます。そのうちの対象経費の2分の1の補助でございます。同じくその下の保健体育の関係でございますけれども、スポーツ少年団のバレーの派遣というようなことで、総経費が35万8,000円で2分の1の補助でございます。

派遣基準につきましては、2つとも同じでございまして、訓子府町社会教育社会体育関係大会等の派遣補助要綱に基づいて行っているものでございます。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） 最初のサイロ売払いの関係でありますけれども、銀河線に関わった業者を含めた入札制度ということであります。先ほど伺いましたけれども、かねてより町長が発言しております、地元業者を含めて、そこを中心というような考え方を示されているというふうに認識しておりますけれども、先ほど申し上げましたように、大手の業者等が参画した場合、ほとんど地元業者にとって、その競争相手にならないという状況であろうかと思えますけれども、この辺について、町長の考え方を聞かせていただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 地元業者を大事にするという考え方については、全くそのとおりでございます。基本的には一般競争入札で、より優位な方に落札していただきたいというのが考え方でございますから、それを考えますとかなり大掛りなサイロ取り壊しになりますから、町外も含めて参加してもらおう。いろいろな資格要件はございますけれども、町内には2社がこれに入るということになりますから、当然2社に入ってもらって入札をしてもらおう。ただ、一般の物を作る等の町内業者の登用とは、ちょっと性格的に違まして、技術的な問題やそれから大掛りな器材等がありますと、当然その会社だけではなくて、地元業者が受けて、あるいは本社等に関わりの業者に委託をするということも予想される状況ですから、物を売る場合については、これはもう銀河線をやってみても明らかなのですけれども、より高く町の財産を私どもの方にお払いいただくというのが、物を作るという発注と異なって、財産を処分する町民の財産でございますので、私はより高額な方に落としていただくという考え方でございます。

しかし、とは言いましても、地元は最初からはずすというようなことしたくありません

ので、入ってもらって適正な競争をしてもらうという考え方で、農林商工課の方に指示しているところでございます。

議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

8番（山本朝英君） 8番、山本です。今、町長の説明にもありました。できるだけ町の財産を高額な値段でという気持ちは我々も同じでございますが、この気密サイロの関係については、確か6本だったと思うんですけれども、ちなみに、相当前には5万円で売った人、10万円で売った人とか、もっと高額に売っている人もいます。そうするとこれを6本で10万円という提示はあまりにも低すぎないのかと。それにしても、どの位と予想しているぐらいのところまで、もうちょっと具体的に聞かせてもらえれば。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） 個人的に思いは非常にありますけども、なかなかここで金額ということは言えないんですけども、鉄の値段につきましては、相場についてかなり6月と比較して9月については、半分以下というような形に落ちてますんで、そこら辺含めると過去の農家さんの価格をそのままいくのかどうかということも難しいところなんですけども、いずれにしましても、鉄の相場等含めて入札の最高価格っていうんですか、その落ちる価格の札を入れた中で入札を実施するというような考えであります。

議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

8番（山本朝英君） 誰も今、鉄の相場っていうのは、もう皆分かってきておりまして、必ずこういう銀河線も含めて、こういう波を打たせている。もうこれは商社がそういうことやっているんですけれども、必ず下がったということであれば、必ず後ろに上がってくる波が来るんで、何が何でも今でなければならぬという物件じゃないと思うんです。そういうことから考えるとある程度予算というのを頭に入れておいて、それ以上の下の場合はやりません。そういう考えで、入札をさせるつもりがあるかどうか、その点だけ1つ聞いておきたい。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） 予定といたしまして、今月の26日に実施する予定ですけども、これにつきましては、あくまでも一定の値段というもの頭の中に入れて、その額より安ければ、建てたままにしとくというような考えでありますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

7番（佐藤静基君） 7番、佐藤です。6ページをお願いします。

一番上段の牧場費の中で、今回127万3,000円の肥料の高騰でということで補正が上がっていますけれども、これは肥料の値上がりの分だけなのか。要するにそのための追加なのか。これで要するに牧場関係の肥料の年度内の予算は間に合うのかどうか。そこのとこちょっと伺いたいと思います。

それとその中段の消防施設の中で、今回、若富町の防火水槽撤去ということなのですが。

1つとして、今行う撤去する理由は何なのか。これは何年度に設置したものなのか。

もう1点は、他に撤去を必要とし予定しているものはあるのか。ちょっと伺いたいと思います。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） 牧場の費用の関係なんですけれども、これにつきましては、組合員の取りまとめ価格ということで、あくまでも来年度の肥料を今年度の10月に買うということで、今回補正させていただくのは10月に買う来年度分の肥料ということです。まだ、購入行為はしていないということで、ご理解いただきたいと思いますが、それで実は、予算計上しました段階よりも単価的には41.6%という大幅な値上がりを見まして、今回につきましても、本年度につきましても、牛の頭数の関係もありまして、若干、肥料を節約したといえますか。そういったかたちで、購入も16%ほど実は、抑えてはいるんです。ただその中で、実際に120数万円の不足が出たということで、今回補正させていただくということで、これはもう牧場の肥料分ということで、これで十分、今回の補正で足りるということで、ご理解いただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 総務課長。

総務課長（佐藤明美君） 消防防火水槽の関係でございますけれども、まず3点あったと思うんですけれども、1つの部分で撤去の理由ですけれども、実はその前に、町内、訓子府町内です。市街地区全部に含めて、50カ所の防火水槽がございます。それで、その内、丸々民地にて使用しているという部分が2カ所ございまして、今回その内の1カ所を、若富町の部分を撤去するというようなことでございます。

それで、今回の撤去の理由につきましては、昭和49年に設置した防火水槽でありまして、その後、所有者のご理解といえますか、そういうものがありまして、ずっと無料で借りていた。畑に続いている土地を借りていたという部分がございまして、その人が代替わりするとか、子どもとか、その相続の関係でも、その土地の部分がちょうど不整地になる可能性があるので、今自分が生きているうちにその部分を整理したいということがございましたので、売るとか、買うとかっていう部分の話も出ましたけれども、一応畑の形が悪くなり、後に売る人にも使いにくくなるという理由から撤去という方法を選んだんですけれども、その撤去については、本人も了解を得たというようなかたちで、理由で撤去に至ったという部分でございます。

それで、49年度で他にあるかという部分ですけれども、ちょうどもう1つの部分はいつ作ったか分かりませんが、もう1カ所、市街地区に個人の用地のご厚意で設置させていただいている部分がございますけれども、その部分についても将来的に、もし相続等土地の処分の関係が出てくれば、その時には買うとか、土地を買うとか取り壊すとかということは出てこようとは思いますが、今の段階ではもう1つの部分については、そういう話は出てないものですから、ご厚意に甘えたままって言いますか、そういう形で行きたいというふうに思っております。

それと、今この撤去は本人の要望ということで、実は場所がちょうど黒川哲さんの土地の部分なんですけれども、若富町のちょうどあそこに防火水槽というのは、最勝寺の部分ですとか、警察の斜め前の道路のところとかにもあるんですけれども、設置した当時は、その防火水槽の必要性っていうのはかなりあったんですけれども、距離的には200m以内の部分カバーするという意味で今の状況では、水槽車っていうんですかポンプ車っていうんですか、あれがかなり容量が大きいという。一番大きいものが1台10tというのがございますけれども、それでもし火事があった場合、カバーできるということもありまして、了解をした。

それともう1つ補足になりますけれども、ご存知のとおり今年から通信の一元化というのになりまして、総合応援というのができますので、もし火災になった場合、うちの水で足りない場合、それは消防の本部の方で適宣判断しまして、まあ置戸町ですとか、上常呂ですとか、そういうところから応援も来る。一般的な水では、消防に聞くところによりますとだいたい20tあれば、どんな火事でも大体のものは、消せるというのもありますんで、うちの10t車とか、5t車がありますので、そういう部分でいけば総合応援も含めて、機能的に消すときの部分では支障がないとの判断もございました。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） 5番、工藤です。6ページの公債費の関係なんですけれども、この長期債元金償還ということで、5,400万円あまりですか、予算計上されていますけれども、この効果は前に説明を受けたかという記憶もあるんですけども、申し訳ないんですけども、今一度効果についてお答えいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 6ページの公債費について、財政効果のお尋ねがございました。今回、5,417万5,000円の予算を計上させていただいておりますけれども、これにつきましては、6.7%、6.2%、6.6%とそれぞれ6%以上のものを今、想定しておりますのは、できれば1.5%を目標に今、努力しているところなんですけれども、仮にそうした場合の利息の差を計算しますと約1,000万円ということでございます。正確には、1,001万円の財政効果ということで、実際に借入れを起こした時点で、また利率が増える場合もございまして、現時点ではその程度の見込み。

あと21年度については、また別途、来年度の予算に計上させていただくということでございます。

議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

2番（西山由美子君） 2番、西山です。6ページの9款、2目、18節です。消防備品20万円。これは、硫化水素ガス対応とありますが、具体的にどういう物で、町内でもそういった事故が先日ありましたけれども、どういうふうに対応するのかちょっと詳しく教えてください。

議長（橋本憲治君） 総務課長。

総務課長（佐藤明美君） 今おっしゃいました消防備品の部分でございまして、これにつきましては、今回、日出地区でございましたように、実は、北見地区消防組合の中で、こういう検知器というのを持っていないところが、うちと置戸町だけで、美幌消防組合でも津別町と美幌町もあるんですけども、そこでも装備しているという部分で本家本元といわないですけども、発生のところを持ってないということもございましたので、そして今回、それで救出の終わった後で水素ガスというのが分かったというのがございまして、ちょっとそれではまずいのではないかという部分。一応、本格的に水素ガス等のガスを何て言うんですか、救援するという部分になる。実質的には、北見地区消防組合が専門にそういう方いますし、服装についても完全防備ということで行かないといけませんから、今回うちの場合は、そういう現場に住民が何て言うんですか、近づかないとか、避難させるとかという部分で、離れた部分でガスを検知して安全なところに逃がすというか、

退避させるという部分で備える部分で、それを治めるというか処理するっていう部分は北見消防の方をお願いする。専門的な技術が必要ですので、お願いしていくという。それで、これハンディタイプですから、ちょうどトランシーバーみたいな大きさのものでしてこれはあの硫化水素だけでなく、酸素もそうですし、可燃性ガス関係とか、そういうものも検知できるような物を揃えていこうというものでございます。

議長（橋本憲治君） ほかにございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようなので、議案第44号の質疑を終了いたします。

次に、議案第46号の質疑を許します。議案書14ページでございます。

ご質疑ございますか。

5番、工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） 5番、工藤です。歳入の関係なんですけど、16ページ。普通徴収が補正前からみて、補正額として926万円増えていますけれども、こうなった理由というか原因というか。これについて、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課業務監。

福祉保健課業務監（林 秀貴君） 後期高齢者医療制度は、ご存知のとおり今年度から始まった制度だということで、当初見込みの時点では、特別徴収と普通徴収の割合を介護保険の割合を参考にさせていただいて、その割合に応じて、当初予算を見込みましたけど、実際制度が開始になりまして、特別徴収から普通徴収にいった方が特別徴収の要件の中に介護保険料と合わせた保険料額が、年金の2分の1を超えた場合は普通徴収になることで、そういう方が実際上いたのとあと転入された方、それと併用徴収の場合で、国の今回の特別軽減対策で、所得割が5割になる方がおられるんですけど、その方については、特別徴収と普通徴収は併用になるということで普通徴収額が増えたということが要因でございます。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようなので、議案第46号の質疑を終了いたします。

次に、議案第48号の質疑を許します。議案書22ページでございます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第48号の質疑を終了いたします。

以上をもって質疑を終了いたしました。

これより、一括議題の討論を行います。討論にあたっては議案番号を指定してから討論願います。討論ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより一括議題の議案第44号、議案第46号、議案第48号の採決をいたします。

議案第44号、議案第46号、議案第48号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号、議案第46号、議案第48号は原案のとおり可決されました。

議案第45号、議案第47号、議案第49号、議案第50号、議案第51号、
議案第52号、議案第53号、議案第54号

議長（橋本憲治君） これより提案理由の説明の終わっております、議案第45号、議案第47号、議案第49号、議案第50号、議案第51号、議案第52号、議案第53号、議案第54号について、各案ごとに質疑、討論、採決をいたします。

最初に、議案第45号の質疑を行います。議案書の8ページでございます。

1人3回まで質疑行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第45号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第47号の質疑を行います。議案書18ページでございます。

1人3回まで質疑行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようなので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第47号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第49号の質疑を行います。議案書28ページでございます。

1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

9番、川村進君。

9番（川村 進君） 本定例会では、初めての発言なのでちょっと緊張しておりますが、32ページの第20条の「入居者は周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をして

はならない」とある、この迷惑という言葉は非常に広い意味がありまして、私は今、未広町の公営住宅に住んでおります。ここにペットという名前で、犬および猫をこれを相当数飼っている者がありました。そしてこの猫は他の人が野菜を作っている畑のようなところへ行って、柔らかいところに糞尿ふんにょうをするというので、非常に嫌がっておりました。それから今度は、この犬もありまして、犬を鎖で鉄棒を立て鎖でつないでいた。そうするとストレスが溜まって、この犬はその鎖によって周りだけを回って歩いて糞尿ふんにょうをそこに遠慮なしにするわけです。雪解けの時期になるとその糞尿から、流れ出るその何て言うのか融雪水というのが非常に迷惑をしていたんです。ところが、今回のこの条例の中での迷惑というのは、ただの迷惑ということ。それで、まず考えられるのは、私どもが考えるのは、未広町で新しくできたところは、芝生を張りつけてあります。あの芝生に除草剤の強いやつをまいて、裸足で歩行するというようなことがあります。足の裏が焼けただれてというような話もあり、これは今いう第20条の迷惑は公営住宅ではありませんけれども、同等に考えられると思います。ですから、この第20条の迷惑というのは、もう少し詳しく、もしできれば補足、細則というもの。それによってきちんとしておかなければ、この迷惑はあまりにも抽象的で非常に住む者が困るのではなからうかと思われるので、1つこれお尋ねします。

議長（橋本憲治君） 建設課長。

建設課長（竹村治実君） ただいま、32ページの条例第20条の迷惑行為の禁止についてのご意見いただきました。第20条の条例につきましては、周辺の住民に迷惑を及ぼす行為を入居者の禁止行為として規定して、違反する場合については、条例第22条の第1項におきまして、入居者に対して明け渡し請求することができるというふうになっております。迷惑行為につきましては、いろいろあると思います。ただいま言われた犬、猫、それから除草剤の関係。それから夜間の音の関係などいろいろあると思います。それを個々にどれを載せるかということも、ちょっといろいろあると思います。犬、猫の関係につきましては、いろいろちょっと微妙なところとか、近年、公営住宅におきまして、犬、猫の飼育を認めているということもあります。それにつきましては、一人暮らしで老人家庭で犬、猫を癒しとか、子ども代わりみたいな形で育てている。他人に迷惑を掛けないで育てている。そういうことを条例でうたっているところもございます。今、町の方で行っているのは、ペットの関係につきましては、ペットの飼育に関しては、原則禁止ということで、入居者に対しまして、入居時にペットの飼育などを行わない旨の誓約書を出させています。誓約書を出させて飼わないような形ということで、今はそういうことに対応を行って、例えば、これは、近年始めたことですが、もし、迷惑行為で連絡等がございましたら、その都度入居者に対して文書で回答する。または、直接面談してですね、迷惑行為に対して、止めていただきというようなことの手続きをとっております。ですから、迷惑に関しての「具体的な」ということもございましたけれども、特定するのが難しいということもございますので、このような形での条例というふうに考えております。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

9番（川村 進君） 言われることはよく分かります。ところが退去明け渡しという請求は、未だかつて本町においては、なされてなかったと思います。この文書、それから6

月に私質問しましたけれども、保証人の関係、連帯保証人の関係といろいろ出てきます。これはやはり、きちんと冊子によって本人に手渡してきちんとした説明をする。そして、言った、言わない、聞いた、聞かないというのは、町民と町職員の間にも多々あるし、私もそれを記憶しております。最大限言わせていただければ、町長が言われるように「役場は何をやっているんだ」「職員は何をやっているんだ」と言われたいためのものを行政側はつくっておかなければいけないと思います。これは、今やってますと言われても、私が公営住宅に入るときにはペットを飼ってははいけません。飼わないでくださいというそれ以外の何もありませんでした。これはやっていただかないとなりません。ここは終わります。

後先になりますが、31ページの第12条、使用料は規則で定めるとあります。この使用料を定めるときに、私は今回いろいろお話をさせていただきまして、本町にあるアパートといわれるものやマンションといわれるものよりも、安ければ良いという設定が一番があがっておりました。これは、民間の場合ですと当然営利を目的としております。ですから価格の設定、家賃の設定、使用料の設定というものは、本町における住宅の使用料とは、言ってみれば全く違うような設定の方法になると思います。それで、今回いろいろ調べていただきましたら、使用料の設定について、関係する各課に何らの相談もなされなかったようですと言いますが、今回出ております、住宅に入られる方には、教育委員会の言ってみれば、保育所に通所する者もいるかもしれません。学生、児童もいるかもしれません。そうすると使用料が高ければ、今度は給食費及びPTA会費。PTA会費は父兄と学校側の設定で町は関係しないと思いますけれども、当然この使用料というものは、そういう者、教育委員会とも相談をして、加味されるものではなかろうかと思えます。

また、今回バリアフリーを採用されたということです。そうすると当然、これは福祉保健課とも関係がありますから、福祉保健課の意見も使用料に対するものそれから入居するものに対するいろいろの行政側がやらなければいけないことは、この3課には関係すると思えます。そして、使用料の設定が高ければ当然、不納欠損とかいろいろ今日私の質問でないけど、町長から水道を止めたというようなお話がありました。当然そういうものにも使用料の設定が間違っていれば波及する恐れがあると思えます。ですからこの使用料は、民間のアパートやマンションから安ければいいという設定方法は、どうも納得いかないのです。どういうふうな基準があるのか、ちょっと聞きたいと思えます。

議長（橋本憲治君） 建設課長。

建設課長（竹村治実君） 今回のこの住宅につきましては、東幸町の教職員住宅を改修しております、その住宅を一般町民に住んでいただくという趣旨でございます。現在、訓子府町で働いている方が住む住宅がないために、町外から通ってきているということも現実にございます。そういう方々が住む住宅がないために訓子府町に住めないという方のためのということの1つの住宅施策でございます。ただいま使用料の設定の関係でご質問いただきましたけれども、使用料の設定につきましては、公営住宅の家賃算定を参考として、収入階層により異なりますが、これを東幸町の教職員住宅の現在、改修している住宅に置き換えた場合、収入月額20万円以上の方でいきますと2万4,900円から3万7,800円で最高3万7,800円というような使用料になります。

また、町内の民間アパートでいきますと若葉町、日出町、それから旭町に民間アパートがございますが、面積によって異なりますけれども、また、面積によって2LDK、3LD

Kというような面積によっても異なりますけれども、これを教職員住宅の面積に当てはめると大体3万3,700円。今回これを参考としまして、公営住宅の算定方法で行った最大の3万7,800円と民間アパートの家賃を参考とした3万3,700円。これの平均をとって3万5,000円というような定額を設定しております。この事業につきましては、定住促進空家活用住宅ということで、国の補助事業、国の補助金を受けて改修を行っております。支庁からも公営住宅法に基づく住宅ではないために、あまり公営住宅の家賃に近づけることなく、民間アパートの家賃を参考として、家賃決定しなさいというような意見もいただいております。そういうようなことを総合的に勘案して、こういうような家賃設定をしております。内部的には関係の教職員住宅、元々職員住宅、それから教職員住宅での使用であったものですから、関係課とは協議をしております。

また、質問の中でバリアフリーということもちょっと出ておりましたけれども、この住宅についてはバリアフリーを考えての改修はしておりません。あくまでも、今現在、何ていうのですか、ある程度若い層とかそれからある程度元気のある層という形でのことを設定していますので、バリアフリーまではちょっとこの住宅では考えておりません。

以上です。

議長（橋本憲治君） 川村進君。

9番（川村 進君） バリアフリーは、これは全員協議会のときに説明があった項目です。それで言っていないということでしたら結構です。ただ僕は使用料の設定が3万5,000円というものこれは非常に高いのではないかと。そして、3万5,000円というものに今度日常の生活にかかるものが8つほどあります。テレビの受信料から新聞の購読料、ガス・水道と下水道の使用料からいきまして、3万5,000円の家賃でおそらく3万円近いそういうものがいると6万5,000円。そして、自家用車を持っているとそのかかる費用というもの、いろいろかかってくる。おそらく20万円総額で3万5,000円の家賃で、もし、健康保険いろいろある。どこにお勤めになるかいろいろあるんですけども、4、5万円の控除を引かれて15万円程度になる。生活するのがこれは大変。そうすると、どこにしわ寄せがくるのかということ、やはり一番うるさくない住宅使用料及び水道料になる。今日いろいろお話ししました。電話は2ヵ月すると60日で切られます。それから、電気は90日で遠慮なしに切られます。今、電気も使用できなくなる。そのとき猶予をもって対応してくれるのは、おそらく家賃と水道。そうすると止められて困る電気、電話の方へお金はいく。学校にかかるお金の方へいくということになり、どうしてもやっぱり不納欠損が生まれる要素になる3万5,000円の設定は、だからもう少し、もう一度よく計算されて何とか安くそういうことが起きない金額に使用料を設定できないものかどうかを検討できないものかと思えます。

町長いかがですか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 先の9月1日の全員協議会の中で大筋お話をさせていただいたので、ご理解をいただいているという考え方で建設課長の方で答弁させていただいたと思いますけども、これは1つは未広ではない。教職員住宅を改築して行く。ここの施設につきましては、現在、町営住宅、公営住宅等に入れられない人たちを基本にしているんだ。公営住宅、町営住宅等で一定の所得がある者については、例えば、農業後継者で通勤等の人

たちについては、未広やそういった団地に入れられないという状況がありますから、いきおい北見から通うという問題がある。これらに対して何とか勤労者やあるいは家ではなくて通勤されている。通勤というか農家の方たちも入れるような設定が必要なんではないのかということで、空家住宅対策の補助事業を入れて、実は、この東幸町の改築を現在進めているということをもまず1つご理解いただきたい。その上でこの住宅は補助事業だということの理解を得た上で家賃の設定でございますけれども、概ね月額が20万円以上の給料をいただいているという方を設定させていただいている。その上で民間住宅と公営住宅の住宅使用料等を参照にしながら、平均的な住宅料の設定として、3万5,000円の家賃をこの規則で3万5,000円の月額使用料を定めさせていただきたい。これは条例上では、別表で定めるということになっておりますけれども、この間の全員協議会の中で別表として、附則別表の第2条の第10条関係ということで、東幸町AとB、1LDK等々の面積のものについては、3万5,000円ということで、ご理解をいただきたい。ですから、川村議員が心配されている住宅の性格とはちょっと違うということをご理解をいただきたい。それから先の質問の中で犬、猫の関係であります。これもきちんとした説明を町職員すべきでないのか。1つ危惧されることは、1つというより2つ、私は2つ危惧される。1つは、動物の保護条例というのが1つございまして、犬を野犬掃討というので、撃ち殺しと言ったらいけない。連れてきてそして保健所に持って行くということはあるんですけど、猫はこれなかなか難しい。ですから、去勢手術をお願いしたり、そういう手術してもらって猫だの野良猫等についてはお願いをします。あるいは飼い主責任の中でお願いする。唯一、竹富町のイリオモテヤマネコの保護条例ぐらいしか、実はないということが、私が担当しているときも非常に難しい。ですから、あくまでも飼い主にご理解をいただくということが原則でございますけれども、そうした状況を踏まえながら、従来やっていた入居のときに室内で犬や猫は飼育しないということをお願いする。再考ある意見では一定の癒し等のことの問題も確かにございますので、全面的に駄目なのかということの再考はやっぱり必要ではないか。その上で、やっぱり基準を明確にして入居のときをお願いをする。あまりにも迷惑をかけた者については、これは検査条項がございますので、立ち入りをさせていただいて、どうしても駄目な場合は、川村さんもお存知のとおり退去命令というのは今まで無いんです。これはやっぱり毅然としてやらなければならないときがあるのではないのかと思いますので、ここの部分については、ちょっとお時間をいただきたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

佐藤静基君。

7番（佐藤静基君） 7番、佐藤です。条例でありますので、そう簡単に変えることはちょっと面倒だと思いますので、気になることがありますので少し伺いたいと思います。

今、川村議員さんがいろいろ心配されていた中で、本町としてもこの空家活用住宅対策ということで、定住促進住宅については、いろいろと新しい試みとして、担当者もいろいろ情報を集めて苦労されていることは、よく分かりました。

そこで、29ページをお願いします。

第4条の町長は、次の各号に掲げる理由に係る者は公募を行わずに入居させることができる。中の3番目。これ1つ、町長が必要と認めるときの例をひとつ何点が挙げて分かり

やすく説明してください。

それから、32ページをお願いします。

第21条の中に、ここにかいつまんで言いますと明け渡そうとするときには、5日前に町長へ届け、町長の指定する者の検査を受けなければならない。これは、元の形に復元するというので5日ということだと思えますけれども、基本的にもう1つ心配されるのは、入居者がいないというのが一番困るのです。せっかくお金をかけて2,700万円位かけて入居者がいないというのが非常に行政としても、私たちとしては、お金を使った割に一番心配なわけですし、町住の場合を例にとったのだと思えますけれども、休みなく使うとするなら5日前の報告で元の形に戻し、また、募集する期間というのは短すぎるんじゃないかと私は思うのです。できれば出るのであれば、少なくとも10日位前に、空かずに利用するっていう効率のことを考えますと、10日位前に申し出てもらう。そして、公募もその同時スタートする。それから補修作業もまあ5日では程度によっては良いのかどうか分かりませんが、少なくとも公募の期間が短いような気がしますので、その辺の考え方を伺いたいと思います。

それから、第22条の(3)であります。使用料3ヵ月以上滞納したとき。これは、おそらく私の想像ですけれども、町営住宅か何かの例をとったのだと思えますが、たまたま使用料の滞納、未収額というのは、町営住宅は非常に大きいのです。平成19年度でいいますと5年が経過して時効になったのが2件で54万9,000円もあります。これはそのまま取りっぱぐれた金額です。これを簡単に3ヵ月以上というのは、それなりの理由があり、町営住宅ですから国のいろいろな制度があって決めたのだと思えますけれども、私は、未収額を未然に防ぐ1つの方法として、少なくとも2ヵ月以上滞納した場合には、即行動する。こういうことが今の収入の改善には、つながらないのかなというように考えますが、この辺についての考え方をお聞かせください。

議長(橋本憲治君) 建設課長。

建設課長(竹村治実君) 29ページの公募の例外の(3)でございますけれども、「その他町長が必要と認めるとき。」というようにうたわせてもらいました。これにつきましては、具体的にというようなかたちで、議員の方から質問されましたけれども、特に具体的というのは想定していませんけれども、ここの住宅については、ある程度公営住宅に入れないう方で、失礼しました。これについては、余程の急を要するとか、そういうようなことではない限りはちょっと適用は難しいという気はいたします。具体的にはちょっと思い浮かばないけれども、そういうようなかたちでの検討をしております。

それと32ページの住宅の検査。これの5日前までに町長へ届けて、町長の指定する者の検査を受けなければならない。これについては、先ほど議員が言われるように、公営住宅の条例と同じようなことの日にちを設定をさせてもらいました。公営住宅については、公営住宅法から条例をもってきていますので、全国統一的な条例でございます。これにつきましても、特にこの住宅だからといって特に何て言うんですか、日にちの設定を変えるというようなことは、ちょっと考えておりません。あくまでも、公営住宅に準じたようなかたちの設定をさせてもらっております。中に日にち的な期間がちょっと短いのではないかとということもございましたけれども、これについては一応公営住宅法に則ってというようなかたちでご理解をお願いしたいと思います。

それと第22条の明け渡し請求の使用料を3ヵ月以上滞納した場合の明け渡しというかたちでございます。これにつきましては、1ヵ月以上滞納しますと督促というかたちで町からその方に連絡をしております。ですから、あくまでも3ヵ月何も収入が無い中で町は何もしないということではなく、1ヵ月収入が無い都度、督促を送って、その都度本人には連絡をしております。ですから、その都度何も本人からの反応がないというようなかたちになると本人と会って、なるべく分納というようなかたちの手続きをとるようなことをやっております。これについても、公営住宅と同じような考えで進めております。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

7番（佐藤静基君） この第21条の件ですけれども、初めての試みですから町営住宅以外の人にもあるいは町営住宅入っている方にも誤解のされないようにしなければならないためにある程度準じているということにしたのだと思います。この例えば町住とは違うというものですから、民間を中心にした考えですから、大家さんが5日前に出るからと言われて果たしてそれでうんということになるのか。少なくともやっぱりそういうことを考えますと、これはやっぱり変えた方がいいのではないのか。私は、貸家も何も無いから分かりませんが、普通民間でこういう事業をやっている場合のことをちょっと調べて分かれば話をしてもらって、今のことをもう1回ちょっと答弁というか考え方をちょっと出してください。私はちょっと短いと思います。

議長（橋本憲治君） 時間調整がかかるようだったら、ここで休憩したいんですけども。どうですか。

それでは、ここで休憩をしたいと思います。

10分では短いですか。2時15分まで休憩をしたいと思います。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後2時03分

再開 午後2時15分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

建設課長。

建設課長（竹村治実君） ただいまの第22条の失礼いたしました。第21条の住宅の検査の関係で再質問をいただきました。これにつきましては、入居時に町の方も退居時の届出の関係については、入居時の心得ということで「5日前までに届出をしてください」ということで本人にも、これは5日というのは、あくまでも最短な距離でなるべく早く退居が決まったら、それについて町の方に連絡をいただきたいということを本人の方に周知しております。

そういうことでございます。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 3点。条項に関係してご質問がございました。佐藤議員はこれで最後だと思いますので、私の方からまとめてご答弁させていただきます。

まず、第4条でございます。これは町長が必要と認めるときというのは、一体どういう

ときだというご質問がありました。建設課長の方からも答えさせていただきましたけれども、基本的には、急を要するというごことばでございます。それは、条例を受けて第7条で公営住宅の町長が認めることについてはあるということで、例えばどんなことなのか。空いている1つが、どうしても緊急を要するという場合が出てまいります。行くところがない、出なければならない、急に来て入るところがない、という方で実際にはこういうことが多々あるものでございますので、原則的には規則で第5条の入居者選考委員会というのがございます。すなわち町長がいいということではなくて、平等、公平性を厳守するという意味で選考委員会を設けておりますので、各町内会長さんの代表の方を中心として構成されております。ですから、私どもの公営住宅ももちろんそうですけれども、町長が独断でそう決定するのではなくて、可能な限り公平、平等でこういう選考は入りたい人がたくさんいるということも考えますとそういうことは原則でありますけれども、ここで言っている第4条につきましては、それを待たずして入れなければならない事情があるということでご理解をいただきたいと思っております。

それから、次に第21条の関係でございます。これは、第16条でちょっとご覧いただきたいと思っておりますけど、町長が入居者から入居時に2ヵ月分の使用料に相当する敷金をいただくわけですが。当然これは強制退居のこともございますけれども、一般的には大体、実例的には1ヵ月前位から「もう出ますから」というご報告を受けますけれども、私たちはここで言っている第21条の住宅の検査というのは、基本的には、どのような損傷があるのか。補修がこの敷金と絡みが出てくる。そうすると荷物があるときには、検査できないわけですし、ですから、大筋としては荷物をどけたり、あるいは壁等の損傷が発見できるというのは、大体5日前というのは、数字としては、その上で検査をさせていただいて、補修もしくは負担をいただくということも含めて、ここでは条項で決めさせていただいているということでございますので、議員が心配するように、できるだけ早く退居命令、退居届をしてもらった方がいいんでないのか、全くそのとおりであります。ただ民間と違い、例えば1年以内に解約して出ていくという場合は、ペナルティをとられるはずですが。民間の場合だったら年刻みです。だから、1ヵ月経ってすぐ出るなんてとんでもない話ですし、ただ公営住宅の場合は1日1日の住宅使用料ということが基本になっておりますから、届出等については、特に条項では定めておりませんが、慣例的に大体1ヵ月前にそういう届出がある。しかし、検査はここで出ているように、第21条で5日前までに検査を受けなければならない。届出をして検査を受けるんだ。その状況によっては、5日過ぎてから出て行かなくてはならないということもあるやもしれません。その時には当然徴収をさせていただくということに、日割で徴収をさせていただくことができるのではないのか。さらにはまた、敷金から基本的には何もなければ還付するということなんでしょうけれども、その中から損傷の部分、原状回復の義務がありますから、それらの部分を差し引いたりすることが、この条項によって出てくるということで、ご理解をいただきたい。ただ、議員さんが大変心配されているように、できるだけ早くというのは良く分かりますので、これは、再度また要綱等に含めて、基本的には1ヵ月前なら1ヵ月前に届出をきちんとしなさいという指導と、さっきのペットの話もそうですけれども徹底をしまいたいと考えているところでございます。

それから、使用料の第22条でございます。これは、第22条第3号になるんでしょう

か、使用料を3ヵ月以上滞納したとき。これは水道ももちろんそうなんですけれども、督促はいろいろありまして、水だったらすぐ止める。最後は水を止めるということの通告するわけなんですけれども、住宅はもちろん1ヵ月滞納の時点から督促等のことが入りますし、訪問して払いなさいということの指導も含めてありますので、ここのところは1ヵ月が起きたときからそういう行為が始まるということで、ご理解をいただきたい。議員さんは監査委員さんの立場で不納欠損等のいろいろな状況が分かっておられて、ご心配されていることだと思いますので、その辺のご心配もされていることを含めて、担当課の方に一層指示をしながら、具体的に損傷を与えないあるいは不利益を被らないような状況に努めてまいりますので、この点をご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

7番（佐藤静基君） 丁寧な説明でよく分かりました。審議会の件について、ちょっと伺いたいんですが。町住の場合は、例えば1戸空いた時に公募したら2戸来た。こういう場合は、すぐに審議会を開くということの段取りなのか。今、非常に予算が厳しい。ただで集まるのか、日当ぐらい払ってるんでしょ審議会には。細かいようですけど予測できないことで当然このルールからいえば町長が審議会に諮って決めるということは、特別でない限り町長の権限は比較的及ばないということですので、できれば効率のいい審議会の運営をひとつ考えていただきたい。

それから、当初いろいろ町長からも説明がありましたけれども、この4戸については非常に用途が広いというか、単純にいいますと普通の住宅よりは、町住よりも出入りが激しいのではないのか。性格上。それで今、町長は万全を配するというですから心配はしていないんですが、公募の時期がやっぱり早くないともしかすると空くというの、1つのやっぱり空く心配はしていないというのかもしれないけれども、予算をかけて不在というのは非常に行政としては痛いわけですので、この辺も明け渡しについては1つ今、町長が説明されましたように、極めてよく説明をして空間のないような対応をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ありがとうございます。私は、1年半近く町長をやっていますが、いろいろな審議会に出席させていただいています。この選考委員会ほど開催の多いのがないわけです。激しいときは1ヵ月に1回位とか。空き状況によっては、結局空家をつくらないために効率良くその選考委員会を開催させていただいて、例えば選考委員会を開かずして1名しか応募がないとか、1戸だけ空いている。こういう時には、事後報告ということもご理解いただいてやっている。それから複数来たとき、1戸空いているところへそれについては、基本的にはこの選考委員会でやらせていただく。選考委員さんの中からも、例えば報酬をいらない。そういう意見も出ておりました。しかし、これも内部で検討させていただきましたけれども、公平、平等の立場の選考委員会がこんなに頻りに集まっていたということ、何よりも労災、途中で事故等が起きたときに何の補償もないんだ。ですから、そういう点でいくと選考委員会できちんと登録していただく。その上で公立災害の補償もありますから、そこのところをご理解くださいということで、理解をいただいているところなんですけれども、いずれにしてもそれほど非常にこの町内会長さん

の皆さんは、空家を生みたくなかないということで、ご理解いただきながらやっておりますので、議員さんご指摘のとおり一層そういうことがないように、努めて指示してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございますか。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

川村進君。

9番（川村 進君） 9番、川村です。この管理条例の制定は、中身が少々雑すぎると思います。従ってもう一度作り直して、もう一度出していただきたい。従って今日は反対いたします。

議長（橋本憲治君） 次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

10番、小林一甫君。

10番（小林一甫君） それでは、ただいま反対討論をいただきましたんで、私の方から賛成討論をさせていただきます。

今回の中身や条例を見させていただきますと、細に渡って条例が出ておりますので、先ほど第20号とか第22号と第21号、さらには第4条、第12条ということで、いろいろご意見出たわけでありませうけれども、中身的にはこのままで十分、条例として通用するのではないのかなと私は思いますので賛成討論とさせていただきますと思います。

議長（橋本憲治君） ほかに反対討論の発言を許します。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

3番、上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） 今、反対討論あり賛成討論ありました。確かにこういう条例等については、細かく決めることも大事ですが、いかにそれを上手く適用させ活用していくかということだと思っております。この住宅についても、きちんと準備をする時間というのが必要かと思っております。これらについてあまりにも次の議会になりますと12月になるということも踏まえて要綱等できちんと先ほどありましたように整備をされて、より効率的な、先ほど佐藤議員からもありましたように、時間の空きがないように活用していただくという点から、この条例については賛成し、要綱できちんと整理していただくということで、賛成討論に変えたいと思います。

議長（橋本憲治君） ほかに討論ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第49号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、賛成諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（橋本憲治君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号の質疑を行います。議案書34ページでございます。

1人3回まで質疑行えます。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございますか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第50号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号の質疑を行います。議案書36ページでございます。

1人3回まで質疑行えます。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございますか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第51号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号の質疑を行います。議案書38ページでございます。

1人3回まで質疑行えます。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございますか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第52号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号の質疑を行います。議案書41ページでございます。

1人3回まで質疑行えます。
ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) ないようなので、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。討論ございますか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。
これより、議案第53号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第54号の質疑を行います。議案書42ページでございます。
1人3回まで質疑行えます。
ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 質疑がないようなので、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。討論ございますか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。
これより、議案第54号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、
認定第6号

議長(橋本憲治君) これより提案理由の終わっております一括議題の認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号の質疑に入ります。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、会議規則第55条のただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに、1人につき2回まで質疑することを許します。

まず、最初に認定第1号の質疑を許します。
ご質疑ございますか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、認定第1号の質疑を終了いたします。
次に、認定第2号の質疑を許します。
ご質疑ございますか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、認定第2号の質疑を終了いたします。

次に、認定第3号の質疑を許します。

ご質疑ございますか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、認定第3号の質疑を終了いたします。

次に、認定第4号の質疑を許します。

ご質疑ございますか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、認定第4号の質疑を終了いたします。

次に、認定第5号の質疑を許します。

ご質疑ございますか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、認定第5号の質疑を終了いたします。

次に、認定第6号の質疑を許します。

ご質疑ございますか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、認定第6号の質疑を終了いたします。

以上をもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

認定第1号から認定第6号につきましては、訓子府町議会運営基準に基づき、4人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

審査期間については、議会の閉会中も審査を行うことができるものとし、議会が本案の審査終了後、議決するまで審査を行うことにいたしたいと思っております。また、地方自治法第98条に基づく、検閲検査ができることにいたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本案は4人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

委員の選任については、訓子府町議会委員会条例第7条第1項の規定により、工藤弘喜君、西山由美子君、小林一甫君、山本朝英君をそれぞれ指名したいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました4人の諸君を、決算審査特別委員に選任することに決定いたしました。

ここで、午後2時50分まで休憩をしたいと思います。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時50分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り会議を継続いたしたいと思います。

休憩中に、決算審査特別委員会を開き、正副委員長が決定いたしましたのでご報告をいたします。

委員長に小林一甫君、副委員長に山本朝英君と決定いたしました。

なお、審査期間は平成20年11月10日の月曜日から11月14日の金曜日までの5日間、午前9時から午後4時までと決定いたしました。

議案第57号

議長（橋本憲治君） 日程第23、議案第57号 訓子府町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、を議題といたします。

この議案は議員提案であります。提出者からの提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、工藤弘喜君。

議案書46ページです。

5番（工藤弘喜君） 議長のお許しをいただきましたので、私の方から議員提案であります、議案第57号 訓子府町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について提案説明をさせていただきます。

議案書の46ページをお開き願います。

46ページの説明にもありますように、今回の改正につきましては、地方自治法の一部改正に伴いまして、全員協議会等の活動が正規の議会活動として明確に位置付けられたことにより、訓子府町議会会議規則（昭和49年議会規則第1号）の一部を改正する規則を制定しようとするものであります。本議案の提出者は、所管でもあります議会運営委員会所属の4名となっております。訓子府町議会議員工藤弘喜、同じく佐藤静基、同じく西山由美子、同じく小林一甫。

記以下につきましては、議案書48ページの新旧対照表で説明いたします。お開き願います。

まず、第15章は今回の改正で、全員協議会等の活動が正規の議会活動として明確に位置付けられたことにより、全員協議会及び正副議長会議、委員長会議を加えることとしております。

第119条では、全員協議会及び正副議長会議、委員長会議を設ける規定となっております。

第2号では、全員協議会の構成と召集に関する規定となっております。

第3号では、正副議長・委員長会議の構成と召集に関する規定となっております。

第4号では、全員協議会及び正副議長会議、委員長会議の運営その他必要な事項を議長が定めることができることの規定となっております。

また、第16章は、現行の第15章であります議員の派遣についての規定であります。第15章に全員協議会及び正副議長会議、委員長会議を加えたことによりまして、第15章から第16章に改められたものであります。

第120条は、現行の第119条の規定を第120条に改められたものであります。

また、第17章は、現行の第16章であります。補則についての規定であります。第15章に全員協議会及び正副議長会議、委員長会議を加えたことにより、第16章から第17章に改められたものです。

第121条は、現行の第120条の規定を第121条に改められたものであります。

47ページに戻っていただきまして、附則でありますけれども、この規則は、公布の日から施行するものであります。

以上、議案第57号について、その提案理由の説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いをいたします。

議長（橋本憲治君） これより質疑を行います。

ご質疑ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） これをもって質疑を終了いたしたいと思います。

これより討論を行います。討論ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第57号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

選挙第1号

議長（橋本憲治君） 日程第24、これより選挙第1号 北海道後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

この選挙は、町村議会議員の区分において、候補者が選挙の定数1名を超える2名となり、選挙が行われることになったものです。

当選人は北海道後期高齢者医療広域連合規約第8条の規約により、全ての町村議会の選挙における得票総数により決定することになります。したがって、訓子府町議会会議規則第33条の規定に関わらず、選挙の結果は有効投票のうち候補者の得票数まで報告し当選人の報告及び当選人への告知は行いません。

選挙は、投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（橋本憲治君） ただいま、出席議員数は9人です。

訓子府町議会会議規則第32条の規定により、立会人に上原豊茂議員、山本朝英議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

議長（橋本憲治君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。
異常ありませんね。

（職員によって投票箱点検、「異常なし」の声あり）

議長（橋本憲治君） 異常なしと認めます。

念のために申し上げます。

投票は、単記無記名であります。投票用紙に、候補者の氏名を記載の上、事務局長の点呼により順次投票を願います。

それでは皆さん書いて下さい。

議会事務局長（小野良次君） それでは点呼を申し上げます。

橋本議長につきましては、最後に投票を議長席でお願いしたいと思います。

それでは、議席番号とお名前を呼び上げます。そのとおり順番に投票をお願いしたいと思います。

まず、2番、西山由美子議員。3番、上原豊茂議員。4番、河端芳恵議員。5番、工藤弘喜議員。7番、佐藤静基議員。8番、山本朝英議員。9番、川村進議員。10番、小林一甫議員。最後に、1番、橋本議長につきましては、議長席で投票いたします。

議長（橋本憲治君） 投票漏れはありませんか。ありませんね。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

上原豊茂議員、山本朝英議員の立会をお願いいたします。

（開票）

議長（橋本憲治君） 開票結果を発表いたします。

投票総数9票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

このうち有効投票9票。

有効投票のうち松井宏志議員6票、渡辺正治議員3票。

以上のとおりであります。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

議長（橋本憲治君） この開票結果を当職員から、北海道後期高齢者医療広域連合議会議員選挙長に報告いたします。

以上で選挙を終わらせていただきます。

請願第3号

議長（橋本憲治君） 日程第25、請願第3号を議題といたします。

まずもって紹介議員の説明を求めます。議案書56ページです。

上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、請願についての説明をいたします。

この請願について差し替えがありましたので、提出請願紹介の経緯について前段時間をいただきたいと思います。農民運動組織2団体より提出された請願紹介者として、私がなっております。後日、基本的に趣旨を同じくするJAきたみらいより、請願提出を議会が受けました。議会運営委員会において調整を図ったところであります。その結果、農民運動組織の現状課題対応に農民組織が^{たもと}袂を分つべきでないとの寛大な決断により、JAの後から出された請願内容に差し替えたとの議会運営委員長より説明が私にありました。請願は国民の基本的権利であります。そういう認識のもとに後日提出された請願内容への差し替えに違和感がありますけれども、各組織母体となっている農民は同じであるということから、また、この問題と内容認識が共通する。そういう認識をもってこの請願書の紹介者となったことをご報告し、請願内容の説明をいたしたいと思います。

まず、訓子府町議会議長、橋本憲治様。

生産資材価格高騰等に関する請願書。

平成20年8月22日。

紹介議員、上原豊茂。

請願者、北海道北見市とん田東町617番地、きたみらい農業協同組合代表理事組合長、西川孝範。

請願者、常呂郡訓子府町仲町25番地、訓子府町農民連盟委員長、遠藤保。

請願者、常呂郡訓子府町字日出297番地、訓子府農民組合委員長、杉田重則。

生産資材高騰等に関する請願。これは、皆さんマスコミ等で十分ご承知の内容であります。それぞれに原油を始めとした高騰に関して非常にそれらが農業経営に圧迫しているということであり、また、農産物価格が国の政策によって非常に混迷の状況にあるという状態にあります。これらをしてこの請願が出されているということは、皆さんご承知のとおりでありますので、この前段の文章については割愛をさせていただきます。

記以下について、朗読をもって説明とさせていただきます。

(以下、請願書朗読、記載省略)

以上であります。

議長(橋本憲治君) これより質疑に入ります。質疑は、紹介議員に対する質疑とします。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 質疑がないようなので、これをもって質疑を終了いたします。お諮りいたします。

本請願は、委員会付託を省略し、討論に入りたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございますか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより請願第3号の採決を行います。

本請願を採択することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、請願第3号は採択されました。

追加日程の議決

議長(橋本憲治君) お諮りいたします。

ただいま、山本朝英君外3名から、意見書案第8号 生産資材価格高騰等に関する要望意見書、意見書案第9号 道路整備に必要な財源の確保に関する要望意見書の件が、上原豊茂君外4名から、意見書案第10号 新たな過疎対策法の制定に関する要望意見書、意見書案第11号 介護労働者の人材確保と待遇改善に関する要望意見書の件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、この際、意見書案第8号、意見書案第9号、意見書案第10号、意見書案第11号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

意見書案第8号

議長(橋本憲治君) 意見書案第8号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

山本朝英君。

8番(山本朝英君) ただいま議長のお許しをいただきましたので、意見書案第8号についてご説明いたします。

意見書案第8号

生産資材価格高騰等に関する要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成20年9月18日

訓子府町議会議長 橋本憲治様

提出者

議員 山本朝英

議員 川村進

議員 佐藤静基

議員 小林一甫

次のページをお開きください。

生産資材価格高騰等に関する要望意見書

この要望意見書案の内容につきましては、先ほど説明いたしました請願第3号と同じでございますので、説明は省略させていただきます。

次のページをお開きください。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年9月18日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 橋本憲治

内閣総理大臣様

農林水産大臣様

以上でございます。どうかご審議の上、ご採択くださいますようお願いいたします。

議長(橋本憲治君) これより質疑を行います。質疑は提出議員に対する質疑とします。1人3回まで質疑が行えます。

ご質疑ございますか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 質疑がないようなので、これをもって質疑を終了いたします。これより討論を行います。討論ございますか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。これより意見書案第8号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

意見書案第9号

議長(橋本憲治君) 次に、意見書案第9号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

山本朝英君。

8番(山本朝英君) ただいま、議長のお許しをいただきましたので、意見書案第9号についてご説明いたします。

意見書案第9号

道路整備に必要な財源の確保に関する要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成20年9月18日

訓子府町議会議長 橋本憲治様

提出者

議員 山本朝英

議員 川村進

議員 佐藤静基

議員 小林一甫

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって説明にかえさせていただきます。次のページをお開きください。

(以下、意見書朗読、記載省略)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年9月18日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 橋本憲治

衆議院議長様

参議院議長様

内閣総理大臣様

総務大臣様

財務大臣様

国土交通大臣様

以上でございます。ご審議の上、ご採択くださいますようよろしくお願いいたします。
議長(橋本憲治君) これより質疑を行います。質疑は提出議員に対する質疑とします。
ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 質疑がないようなので、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。討論ございますか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。
これより意見書案第9号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

意見書案第10号

議長(橋本憲治君) 次に、意見書案第10号を議題といたします。
提出者からの提案理由の説明を求めます。
上原豊茂君。

3番(上原豊茂君) ただいま議長のお許しをいただきましたので、意見書案第10号
についてご説明をいたします。

意見書案第10号

新たな過疎対策法の制定に関する要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成20年9月18日

訓子府町議会議長 橋本憲治様

提出者

議員 上原豊茂

議員 河端芳恵

議員 西山由美子

議員 工藤弘喜
議員 橋本憲治

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって説明といたします。
次のページをお開きください。

(以下、意見書朗読、記載省略)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年9月18日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 橋本憲治

内閣総理大臣様
総務大臣様
財務大臣様
農林水産大臣様
国土交通大臣様

以上でございます。ご審議の上、ご採択くださいますようよろしくお願いいたします。
議長(橋本憲治君) これより質疑を行います。質疑は提出議員に対する質疑とします。
ご質疑ございますか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 質疑がないようなので、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。討論ございますか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。
これより意見書案第10号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

意見書案第11号

議長(橋本憲治君) 次に、意見書案第11号を議題といたします。
提出者からの提案理由の説明を求めます。
上原豊茂君。

3番(上原豊茂君) ただいま議長のお許しをいただきましたので、意見書案第11号
についてご説明いたします。

意見書案第11号

介護労働者の人材確保と待遇改善に関する要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成20年9月18日

訓子府町議会議長 橋本憲治様

提出者

議員 上原豊茂
議員 河端芳恵
議員 西山由美子
議員 工藤弘喜
議員 橋本憲治

この要望意見書については、朗読をもって説明にかえさせていただきます。
次のページをお開きください。

(以下、意見書朗読、記載省略)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年9月18日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 橋本憲治

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
厚生労働大臣様
財務大臣様

以上でございます。ご審議の上、ご採択くださいますようお願いいたします。

議長(橋本憲治君) これより質疑を行います。質疑は提出議員に対する質疑とします。

1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございますか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第11号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉会の議決

議長(橋本憲治君) 以上をもって本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

閉会の宣告

議長(橋本憲治君) これにて平成20年第3回訓子府町議会定例会を閉会いたします。

散会 午後 3時43分